

近代日本鉾山業の成立

津 田 真 澁

はしがき

本稿は日本における非鉄金属鉾業の発達史に関する研究であつて、筆者のこの分野の研究論文の一部を収録したものである。まず、非鉄金属鉾業発達史研究の意義について述べておきたい。

国民経済の成立が、消費財生産部門と生産財生産部門とが、終局的には消費財生産部門に規定されながらも、相互依存して展開する総再生産過程の成立を意味することはいうまでもない。ところで、これらの両部門においては、現象の不均等性を承認した上で、論理的にも歴史的にも、消費財生産部門においては衣料生産、生産財生産部門においては機械製造がそれぞれを主導する産業部門としてたちあらわれている。さらに立ち入って考えるならば、衣料生産においては綿業が主導的であつて、しかもその棉作、紡績、綿織の三分化工程の内、紡績業が典型的な近代資本主義的生産様式を表現している。一方、機械製造においては鉄鋼業が主導的であつて、その採鉾、製鉄、金属加工の三分化工程のうち、製鉄業＝鉄鋼業が近代資本主義的生産を典型的に表現している。

ところで鉱業はこの観点から基本的概念を整理するならば、採鉱、精錬、金属加工の三分化工程のうち、その採鉱、精錬の二工程を内容とするものであって、とくに精錬業は原始産業特有の自然的制約より脱し、かつ精製産業特有な分岐的偏向性に陥らぬ画一的要素的なもの従って典型的な資本主義的生産を表現する。その内容にさらに立ち入るならば、精錬業においては鉄鋼業を主導とし、その副次的要素として他の金属精錬業が位置する。石炭は原動機用、鉄鋼用加熱燃料の基本原料として木材および木炭に代って全生産部門に現われ、石油は産業資本確立期以後に燃料および化学工業用として現われ、石炭の化学工業への応用と並んでその位置を占めている。

近代工業の機械化は、基本的には、衣料生産部門の作業機——紡糸業から織物業へ——の機械化に始まり、その動力が手から水力へ、そして機械工業の本来的原動機たる蒸汽機関の出現によって原動機の機械化が確立し、これと木製から鉄製に移った機械の生産素材を提供する精錬業が確立し、かくて金属加工の万能機たる工作機械の機械化が行なわれ、さらに蒸汽機関応用による交通手段の機械化が行なわれるのである。だから鉱山業は本来、工業の発達によって規定されているといわねばならないのである。

近代鉱山業は以上の点から見れば、基本原料としての鉄ならびに石炭生産の近代化によって本来の基礎を確立するので、したがって労働手段素材用としての鉄鋼業とその燃料としての石炭業が鉱業の各分化工程における主導的地位を占めるというべきである。

ところでわが国では当時の発展段階から考えて必ずしも自然的素材の不足とは考えられない時代において製鉄業はほとんど見るべき発達を遂げなかった。幕末に至って国際資本主義と接触した時、製鉄業は国家的要求に到底応ずる

ことが出来なかった。

わが国に於ては「夫レ銅ハ皇国ノ名産ニシテ従来外国貿易随一ノ品物ナリ、而シテ現今将ニ礦業ヲ興サントスルニ方ツテ適マ海外銅価ノ騰貴スルモノ実ニ天幸ナリ……宜シク銅山開採ニ着手スヘシ……」（明治五年正月 工部少輔山尾庸三建白『工部省沿革報告』五二頁）と述べられているように、大正初期に至るまで銅は鉱産物中でほとんど唯一の輸出商品であった。古来発展してきた日本鉱山業の指標はかくて製銅業に表現されている。銅は一方においては金・銀を含むことによって財政的需要に耐え、他方に於いては生産手段、生活必需品のみならず大砲などの武器にも使用された。銅精錬業が日本の鉱業の基幹産業部門であった。

そうだとすれば日本鉱山業の発達、すなわちその近代化、すなわち、旧来の生産方法の諸特徴を明らかにし、その発展過程と、それらが新しく導入された生産方法と接触することによって生ずる関連性、矛盾について考察することは、製銅業、その採鉱、選鉱、精錬の全領域を中心として行なわれねばならないと考える。筆者が非鉄金属鉱業を考察の主題とする理由はここにある。

本稿は二つの内容から成り立つ。第一章は「徳川時代の鉱山業技術」と題する。筆者はさきに「近世鉱山業の経営形態——飯場制度の原型としての山師制度」と題する論文を『武蔵大学論集』第九巻第二号（昭和三十六年一月）に発表した。本稿の第一章は右の論文の前段にあたるものであって、近世鉱山業の技術的側面を概観したものである。

本稿の第二章は「近代日本鉱山業の成立——採鉱部門——」と題する。この章は近代非鉄鉱山業の成立の歴史のうち、採鉱過程の日本的近代化の史的発展をあつかったものである。なお、精錬過程の近代化の歴史については「日本にお

ける近代大経営の成立——金属精錬業」と題して『武蔵大学論集』の第六卷第二号（昭和三三年八月）、第七卷第一号（昭和三四年六月）に収録されている。

第一章 徳川時代の鉱山業技術

第一節 採鉱・開坑過程の技術

一

非鉄金属鉱山開発における一つの画期は天文年間にあるとされている。⁽¹⁾ 日本鉱山業の本史も正確にはこの時点から始まる。すなわち、十六世紀中頃から十七世紀にかけて戦国大名の貴金属鉱山大開発時代を迎えるが、当時の地金銀への需要が日本鉱山業史の第一歩を印せしめたというべきであり、次いで十七世紀中期に至って銅鉱山の大開発がこれに代り、ここに明治期以降にもその名を盛にする諸鉱山のほとんどすべてがこの時期に開坑されたのである。天文といえは慶応年間に至るまで約三百年の期間がある。この時期を一括して直接的生産過程を論ずることは非歴史的な方法といわざるを得ないが、然しながらその基本的性格を正確に把握する限りにおいて、典型化することは必ずしも不可能ではないし、また行論の前提として不可欠であろう。

(1) 小葉田淳『鉱山の歴史』昭和三一年刊。六〇頁参照。神谷寿禎の南蛮紋法成功（一五三三年）が天文二年、それによる大

森銀山の開発、さらに一五四二（天文一）年の生野銀山発見と南蛮紋法の採用がこの画期をなすとされている。

さて、幕府時代の鉱山専門家の中で最も有名であり、かつ進んだ技術家と目されていたのは、信栄以来、信景、信季と累代、鉱山変災に死した佐藤家の人々である。これらの著述は信季の子信淵によって完成されている。いま文政一〇（一八二七）年刊行の『山相秘録』によって当時の探鉱方法を窺ってみよう。

まず山脈中最高山を正南におき、正北から五―七月中の雨上りの日、午前一〇時から午後三時までの状況を観察し、『霞光瑞靄を發』する所があればそれを『諸金含有の山相なり』とする『最初遠見の法』から始まる。ついでこの箇所を夜間に数度観察し、『其山に含有する諸金より蒸発する精氣を望見して』その金属の種類を判別する。これを『中夜望氣の法』という。こうして金属所在の有無とその種類が分った上で『凡そ山相家に於て、一子相伝の大事とする所の三箇の秘訣あり』『若し夫れ三要を前知するの秘訣を得ざる者は、山に金あること迄は能く察し得ると雖も、三要の前算に暗きを以て、茫乎として手を出すこともならざる者なり。』

『三箇の秘訣とは一は金山の相を觀て、即ち其の山に藏有する諸金の多少を前知す。二は其の山の相を審にして、諸金有る所の高下を前知す。三は其の金に堀り着ける迄の土石の深淺を前知す。此の三事は皆、山外より相して、山の土石中に在る諸金多き少きと高下と淺深とを、豫め皆暗算して前知するの法なるを以て、金山の業に於ては極めて大切な要也。故に之を山相の三要と名づく。』

『諸金含有の多少を前知するには、各其山の銘石を燒きて此を量れば即ち知る。其の秘訣を四藏一亡と云ふ。又其の在処の高底を前知するには、各其の山の禿地を検し、此を量れば即ち知る。其の秘訣をば上十下一、下十上十と云

ふ。又其の金の在る処に堀り着ける迄の浅深を前知するには、各其の山の岩石に附きたる碧苔を採りて此を量れば即ち知る。其の秘訣を前知内分億外と云ふ。是れ皆一子相伝の秘訣なり。⁽²⁾』

この書は山相学として当時の記録のうち最も詳細なものとされており、当時の探鉱技術は右によってほぼ尽されているといつてよい。他の専門書籍や各鉱山発見沿革に関する記述もすべてこれに類している。⁽³⁾

(2) これらの用語はすべて隠語であり、「凡そ隠語は、必ず口授すべき秘訣なるを以て、其の解をば茲に記せざるなり」といつている。さらに鉱石の形や色が図解されており、さらに引用文のあとでは、金山、銀山、銅山、鉄、鉛、錫、水銀、硫黄の各山について詳細な各論が展開されている。『日本科学古典全書』版に拠る。引用文はすべて当用語に変えてある。

(3) 例えば黒沢元重『鑛山至宝要録』元禄四(一六九一)年刊、下原重中『鑛山必要記事』天明四(一七八四)年刊、増田綱・丹羽元国『鼓鑛図録』享和元(一八〇一)年刊など。『日本科学古典全書』版に拠る。

二

観察を開抗過程へ向けよう。

『頃は文久元年今より五十八年前弥生の春の花吹雪散りて野草を彩れる頃なりけらし岩沢村の住人與作なる農夫(小林茂助の祖父)嫁と狩り子を伴ひて杉原山の萱野に草刈に行きけるが不図道の傍りの崩崖れに土に交りてピカピカと光るものゝあるを見出し是れなん世に云ふ銀鉱と云ふものならんと常時山師氣のある上小坂の甚左衛門(町長の父)に謀りて其助力を乞ひ少量の土を堀り採りて吸入れとなし己が住居に運び来りしも之が製煉には流石当時

智替者と呼ばれた甚左衛門もハタと行き詰り密かに気の利きたる家の子を院内銀山に遣はして地吹きに巧みなる三四郎、定吉、七五郎三坑夫を語らひ来り岩沢の沢辺に只一つを備ふるのみの製鍊小屋を建て、地吹きをさせけるに恰も昔話にある打出の小槌より小判の出づるを現実に白光燦爛たる銀塊……』

右は小坂鉾山発見物語の一節である。従来未発見の鉾山は以上のように発見されるのが多かった。別子銅山の発見もそうであった。⁽³⁾この小坂鉾山発見物語は続いて、経営の開始、拡張について記し、遂に南部藩に取り上げになる次第を述べている。つまり発見は農夫であれ何であれ、封建的土地所有の支配する社会にあっては封建的土地所有者が唯一・最高の権力をもっている。したがって開坑は幕府または藩営（上級および下級所有⁽⁶⁾）、すなわち御直山ならば山奉行の許可により、また請山（幕藩は上級所有のみ）ならば山師の頭分である請主の許可によって掘進を開始する。山師は輩下の金子^{かなこ}、大工、堀子をひきいて探鉾から採鉾、場合によっては精鍊まで請負う。その態様はあとで触れることとして開坑に至る過程を検しておこう。

『山仕の鋪口を附、普請する時、山奉行へ願書附取らせ、是を指紙^{サシシ}とも、札とも云ふ。普請して鉉^{せん}に当ば、則山奉行へ鉾少し持行、只今鉉に当り候由披露すれば、山奉行より検使を遣はし、検使鋪に入て、前方に鉉に付たるを隠したるか杯、能々見て、披露に無相違者、鉉即に手鉄にて跡をつけ置き、四つ留口へ格子を結び、封判して、其検使も少し持て、しかく⁽⁷⁾と奉行へ云ふべし』。

これは院内銀山の模様である。今、別子銅山についてさらに様相を探れば、別子では廻切夫（掘進夫^{マワリギリ}）熟練採鉾夫（六人と手子（運搬および螺燈をにかけて掘進を補助する未成年者）三人が幅二尺、高さ三尺の坑道（これを二三の銀

切、二三の加脊、別子では本番とも云う）を十八の碁盤目に区切り、昼夜各一回、二時間づつ交代で東西上下に鉾脈を追って曲折しながら掘進するのである。⁽⁸⁾

さて、『石の附たる鉋掛砂にて見て、一向に上らぬ鉋にて、間吹するに不及、運上鋪切取さすべき程もなきと思はゞ、金格子とかせ、鉋直り次第披露せよとて、堀らすべし。能くも有べき鉋と思はゞ、又検使を遣はし、荷壹荷堀らせ、間吹して能からずば、是も直り次第申出よとて堀らすべし』。

『若し間吹して宜敷、取切さすべきは、指紙の日付より幾日なりとも、十日に一日づゝ鋪主に堀取らすなり、是を切取と言ふ也』。

『切取の日過たる時、又検使出、鉋に鑿角打、四つ留の金格子結び置き、運上に諍^{ちやう}するなり』。『運上諍にて堀日数、十日共、廿日共、前方より定有りて諍する也。大方、其山に此日数は定め有事也。』『運上諍に初値を拾日共、拾五日とも、其一山に定置き、夫を本直^{もとち}にして段々に諍上る也。是を直入^{ちい}と云ふ。何程能き山にても、直入定め高く過たるはあし』。

『切取の譯、始めて運上に成たるを一番山と言ふ、其次二番山・三番山と言ふ。能き内は山仕ども諍、届なき時は、直入の通りの運上にて請取る事あり、是を直入相違⁽⁹⁾と言ふ』。

(4) 仙台鉾山監督署『東北鉾山風土記』中の小坂鉾山の項に拠る。

(5) 住友本社『別子開坑二百五十年史話』昭和十六年刊（以下別子史話と略す）五六頁以下参照。開坑次第を佐渡については

麓三郎『佐渡金銀山史話』昭和三十一年刊、六九頁参照。

(6) 秀吉以来「佐渡、越後、越中、信濃、甲斐、摂津の諸鉱山の如きは之を改めて奉行を置きて直轄せり。此制度は後世徳川氏も襲踏せし所にして、其他の諸鉱山の如きは分一と称して運上を上納せしむる制度にして格別指揮ありしもの外は領主たる諸侯をして随意に鉱山を処置せしめざる方針なりき」(西尾銈次郎『日本鉱業史要』昭和十八年刊、四四―四五頁)とされているように上級所有権に於いても分裂があった。

(7) 黒沢元重『鉱山至宝要録』前掲版一九頁。

(8) 坑夫は白木綿の山褌絆をつけ、わら編みの臂あてをつけ、足中ソナダを穿く。これは別子でもどこでも大体共通である。坑夫の作業衣・用具はすべて坑夫が負担する。坑内照明には釣土器、釣鉄器などが用いられたところもある。また次のような例もある——「舗の中にて油火を燈すに、鉄のとうがい鉄の柄付たるにて燈す。……入用ならぬ山仕は油火燈すことならねば、しの竹などを燈す」(『鉱山至宝要録』前出二七頁)。この燈竹はその後次のような史実を有する——「燈竹は鈴竹と称する直径四、五分、長さ二尺余の篠竹を乾燥したるものにして、明治初年来、広く奥羽地方及び神岡鉱山に使用せられたり。阿仁鉱山は明治十六年頃まで使用し、小坂・院内等の鉱山は明治二十三年頃までも猶ほ之を用ひたり。」(日本工学会『明治工業史』鉱業篇、昭和五年刊二二三頁)

(9) 『鉱山至宝要録』前出一九、二〇、二二頁。

第二節 採鉱・選鉱・精鍊過程の技術

一

開坑からすでに採鉱過程へ入ったが、その順序は以上の通りである。これは御直山の中でも初期に支配的であった運上山を例にとっている。その後の変化の過程は次節で扱うこととして、採鉱過程に移ろう。採鉱夫頭は一般に金子と云い、本番坑道（間歩^{まほ}）の左右に鉱石品位のよい場所を採掘場（鋪^ふ）と定め、多くの金子がそれらの鋪を山師から請負^{（10）}う。別子では約十尺幅というが後述する如くその大きさは一定していない。金子の請負もせりで行なわれたようである^{（11）}。金子は採鉱夫（佐渡では大工、穿大工と云い、別子では堀子、横番という）および運搬夫（佐渡では穿子、別子では手子）を抱えていてそれらに採掘・運搬させるのである^{（12）}。螺旋を傍らに置き、鑿、鎚で高さ一尺、奥行二―三尺まで切り取り、次にその上部へ適当な距離に上下の穴をあけ、鉄板や楔を入れ、玄翁を打って鉱石を砕く^{（13）}。こうして左右水平から上下に富鉱を追って進む。支柱作業は大工自身が受け持つ。

碎鉱石は運搬夫が葛編み籠（一般に得歩^{とほ}という）に五―六貫目ずつ入れて、丸太梯子や普通の梯子を伝いながら数百尺の距離を這いあがりさがる^{（14）}。

以上は採掘法と称される当時の一般的採鉱法である。佐渡ではかかる坑口（間歩）数が慶長末に三百余といわれている^{（15）}。坑道は狭小で匍匐して辛うじて通行しえ、曲折し、採掘跡の空洞は不規則となり、掘進につれて空気の流通は悪くなる^{（16）}。

(10) 麓三郎『佐渡金銀山史話』八〇頁以下を参照。

(11) ずっと後代に下るが明治四三年現在の釜石鉱山の受負間代堀はこれに当たるだろう（農商務省鉱山局『鉱夫調査概要』大正二年刊一六二—一六三頁）。

(12) 『佐渡金銀山史話』前出八一頁参照。かなこは所屬大工に貫目堀という鉱石の量によって賃金を支払う方法によって作業請負いをさせた（平井栄一「旧幕時代の鉱山技術」前掲書所収五〇七頁参照）。

(13) 探掘はもっぱら鑽掘り（ガネ）によったのだが、享和（一八〇一—一八〇三）以後になると火入法が用いられたこともある。別子のほか伊豆縄地銀山、陸前砥沢金山などで行なわれた（西尾銈次郎『日本鉱業史要』前出八二—八三頁および第八回参照）。

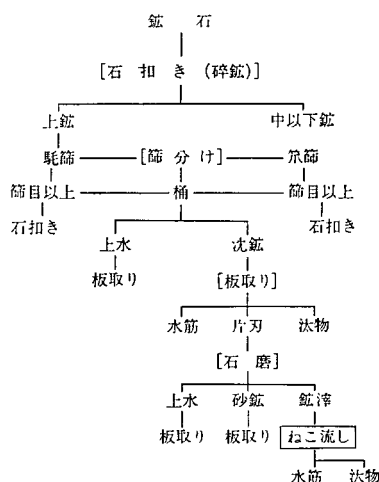
(14) 「坑口ノ広狭ハ大ニ異ルアリ其最も小ナルモノハ大人ノ直行ヲ容レズ故ニ堀採スル所ノ鉱物ハ幼童ヲシテ之ヲ搬出セシム先ツ鉱物ヲ耐強ナル蓆囊ニ盛リ以テ幼童ノ体ニ繩束ス而シテ坑ノ最モ狭キ部分ニ於テハ屈身蒲伏シテ蓆囊ヲ拽キ出スモアリ」（ワグネル「米國博覽會日本出品解説第一大区鉱業及冶金術」明治九年土尾春雄編『G・ワグネル維新産業建設論策集成』昭和十九年刊二七九—二八〇頁）

(15) 『佐渡金銀山史話』前出七一頁。

(16) 「すべて鋪の内は、昼夜ともに火を燈さねば、くらくて堀れぬ故、火を燈すにより、煙有。其煙が外へ貫ぬ内は火燈らざるものなり。遠間掘行くには、煙出を急ぎ鋪の内に付けねば、其煙ゆゑ火消て燈らぬものなり。是を煙滯（スモト）と云。」（『鑛山至宝要録』前出二六頁）。

開坑過程で御直山を例に取ったから、ここでもそれに準じよう。もっとも請山でも大きな相違はない。選鉱過程は

第1図 選鉱系統図



次の通りであった。

運搬夫によって搬出された鉱石は坑口見張（佐渡で四ツ留番所という）で秤量された上、番所裏手に金子が自分で建てた建場に運ばれる。その仄には坑夫の名が記載されている。建場では金子の雇女によって鉱石が砕かれ、手選され、上中下を選別されて貯鉱される。これは山師側の選鉱過程であるといつてよい。

さて毎月の定日に鉱石は番所の庭で売られる（佐渡ではこれを荷売りという）。買石衆とよばれる精錬師たちが鉱石を鑑定し、試料若干を精錬して見ながら一荷（佐渡では五貫）の買鉱価格を入札する。役人および山師が立合って開封して落札者を決定する。探掘鉱石は上納四分、金子六分、山師一分との比率で配分される。

買石衆は選鉱から乾式精錬までの一切を経営し、山師とは相対的に独立していた。そして精錬の結果の金、銀、銅は御直山建値によって買取られた。別子・立川産銅はすべて幕府御用銅として買取られた。この場合の幕府の建値は鉱山ごとに異なっていた。⁽¹⁸⁾

さて選鉱は金、銀、銅ともその過程を総括して粉成方^{こなかた}と称し、その作業は石扣き^{たた}―篩分け―板取り―石磨きに分割されており、繰返し作業して実収率を高める。その過程は第1図に示す通りである。

すなわち、鉾石が勝場(II精鍊場)に来ると、まず三―四貫の鎚で粉鉾とされ(石扣き)それは篩にかけられ、篩目を通ったものを水へ沈澱させ、桶へ沈んだころ、その砂鉾を方一・五尺に三分ばかりのふちをつけ中心部が少しへこんでいる汰板でゆする(板取り)。熟練者は水筋(自然金)は手元に、汰物は手元から少し先に、そして貧鉾は板からゆり落とす。この落ちた片刃をさらに上下二個のひき白で磨鉾し、再び板取りをする。鉾滓は更に「ねこ流し」と称する樋に流して鉾石を樋中に残すようにする。⁽¹⁹⁾こうして出来たものを乾式精鍊へ廻す。

銅鉾も同様であるが、塊鉾の場合は肉眼手選により、直ちに精鍊に廻す場合も多く、このため廃石品位が著しく高く、別子は明治初年でも廃石品位八%だったという。

(17) 佐渡では山師三六人に比し買石衆は慶長―寛永年間に約六百軒あったという。麓氏は『四民風俗』によれば買石は山師に比すれば、一体に身分も資力も軽かったばかりでなく、その人柄も利害に敏く我が身の利得一図と考える者が多かった故か、買石の名で後に残るもの少ないといっている」と指摘しておられる。買石に属する労働者には石扣、磨挽、板取、ねこ流し、石選り、吹大工、糲差しがあり、石選り、ねこ流しは女であり、初期盛大の頃、佐渡の大買石は約百人の職人を一手に抱えていたといわれている(『佐渡金銀山史話』八六頁)。

採鉾・精鍊は右のように明らかに区分されたが、文化・承応・万治の頃には山師が有力で買石も経営していたといわれている(『佐渡金銀山史話』前出七三―七四頁)。

(18) 金は当初から強制買上げ、銀は宝永以後買上げとしたのが佐渡の場合だった。ここでは建値は元文四(一七三九)年には「金は五十兩の位を三兩宛減じ四十七兩に御買上仕候、灰吹銀は四分出の積り百目を印銀百四匁に仕候」とある。印銀は佐渡

一國限り通用銀で銀品位六〇%の粗銀貨である。また文化元（一八〇四）年別子立川産銅の幕府買上価格は百斤銀一七三匁、秋田産銅は一八一匁であり、また地壳銅は四〇〇—五〇〇匁だったという。以上『別子史話』前出二〇二—三頁、『佐渡金銀山史話』前出七六頁参照。

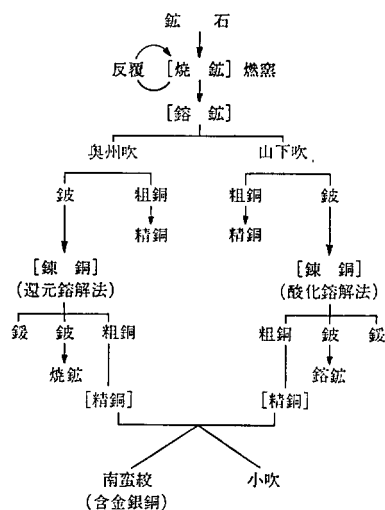
（19）ねこ流しは板取り後の極微細粒を多数のみぞをつけるかまたは木綿、むしろなどをしいた木製樋の上に流して鉍石を附着させる。この樋をネコまたはねこたというのである。『明治工業史』鉍業編、西尾鉍次郎『日本鉍業史要』、『山相秘録』前出のほか鉍山懇話会『日本鉍業発達史』上巻昭和四年刊など参照。金平金山では根粉流し三回で三番流しは堀子板取などの妻子が飯場の諸道具を借りて行ない、さらにそのあとを附近の水呑百姓が洗取した（小葉田淳「近世初期における金山経営の一型態——金平金山の研究——」大阪歴史学会『ヒストリア』第二号、三頁）。なお鉄選鉍におけるかんな流しとよばれる一種の比重選鉍法については、ついでながら下原重伸『鉍山必要記事』前出のほか前田和郎『和鋼和鉄』昭和十八年刊、多賀義憲『技術史話雑稿』同年刊などを参考。

（20）熟練女工は含金品位百万分の一まで選別し得たといわれる。

二

乾式精錬では最も包括的である含金銀銅鉍精錬過程を概観したい。それは第2図に示すような系統で行なわれた。選鉍ずみの鉍石は床屋に渡される。⁽²¹⁾床屋では焼鉍—鎔鉍—鍊銅—精銅の順序で行なわれた。焼鉍は鉍石中の鉄分および硫黄分を酸化・分離させる焙焼作業である。焙焼炉は焼窯と称し、円形石材窯では天和銅山では直径六尺、高さ五尺、尾去沢銅山では直径五・三尺、高さ三・五尺、吉岡銅山では直径五尺、高さ五尺であり、角形石材窯では阿仁銅山で直径五・四尺、高さ三・三尺、長さ六尺と称し、別子銅山の標準型では長さ二十四尺から三十六尺、幅五尺に

近代日本鋁山業の成立



高さ四尺であった。窯の底には薪をしき、その上に碎鉱をのせ、以下交互に薪と碎鉱を積み重ねる。窯の前面には風通しの穴をあけ、そこから点火し、薪の燃える間、ふいごで送風し火が鉱石に移ると風孔を閉じる。炉内変化は黄銅鉱の場合、 $2\text{CuFeS}_2 + 6\text{O}_2 \rightarrow \text{Cu}_2\text{O} + \text{Fe}_2\text{O}_3 + 4\text{SO}_2$ であつて亜硫酸ガスがたえず上面および側壁から放出される。⁽²²⁾ 一一〇—一三〇日間、注水しつつ焙焼した後、前壁を崩して取り出すと千貫目の鉱石が七百—八百貫の焼鉱となる。この中にはまだ銅、鉄の酸化物、石英および少量の硫黄が残留している。容量は別子銅山の四尺×四・五尺×三〇尺の窯で装鉱量五〇〇〇貫、薪材四〇〇貫、尾去沢の円形炉では装鉱量二〇〇貫、焼鉱日数は二〇日である。⁽²³⁾

熔鋇過程は大別して東北、関東で行なわれた奥州吹（還元法）と関西、中国、四国に普及し、明治前期に盛行した。

山下吹とに分けられる。前者は焙焼焼鉾に少量の熔剤を加え木炭で熱する。熔鉾炉（一般に吹床という）は地中に深さ十尺余の方形の穴を掘り、底に排水空隙を設け、中間に礫粘土を混じて充填し、地表近く徑二・五尺、深さ二尺余の窪穴をつくり、内面を粘土、木炭末との混合物で壁をつくり鉄棒を二本交叉して上に木枝をしき、土蓋後方に二箇の羽口をつけ、壁をへだてて箱ふいごに連絡する。操業時間は十二—十三時間で約六百貫の焼鉾から含銅率五〇%の焼鉾八〇—一〇〇貫、二五—三〇貫の尻銅（含金銀粗銅）を

生ずる。鍍はドブ抜きみぞから流出し、低品位の鍍は廃棄される。この鍍は再び焙焼する。その窯の大きさは焼窯と同様で十五—二十日間焙焼して鍊銅に廻す。

山下吹は焼鉍と鍍と珪酸性溶剤と木炭とにより酸化熔鉍するものであって炉の大きさは奥州吹と同じく高さ六尺、幅三尺である。熱は八百五十度Cまで高まる。一床一回の装入量は焼鉍一六〇貫、前回鍍五〇—六〇貫、珪酸性溶剤八・三貫、木炭七〇貫で一日装入回数三回で鉍三〇貫、尻銅一五貫を生ずる。吹大工二人、手子四人、合計六人で行なう。この鍍は鍊銅に廻される。吹床はメインテナンスが行なわれて翌日に備える。この熔鉍過程は荒吹（吉岡銅山）といわれる場合がある。

奥州吹でも山下吹でも鍊銅過程は変らない。ただ奥州吹の吹床は山下吹よりも若干大きかったよう一回装入焼鉍量四百貫、木炭百二十貫で含銅品位九五%の粗銅約二百貫を得たといわれる。

これに対し山下吹の吹床は円形で径一・五尺—二尺、深さ一尺—二尺で構造は熔鉍炉と同じであり真吹床、再吹床といわれた。操業は三段階に区別され、硫黄・鉄の酸化による鍍の生成と硫化銅の残存を荒湯と称する（所要時間十三—十四時間）、次に硫化銅を酸化銅とし、且つ一部を金属銅とするカスリ段階（三—四時間）及び附着金属銅の熔解をト、カシと称し（一時間）、最後に硫化銅・酸化銅を相互反応させて粗銅を製出させるハゲ段階がある（四—五時間）。つまり一床装鉍量七〇—一〇〇貫、木炭約三〇%消費により含銅品位九五%の粗銅を二—二四時間で四〇貫余生産する。一床につき大工一人、手子二人を要する。真吹では熔剤（珪石）を加え、最初木炭で加熱し、その後は硫黄の酸化熱を利用する（亜硫酸ガス→硫酸鉄—硫化銅の生成）。

精銅、精金・銀法は含金銀粗銅では南蛮絞法（合せ吹）、分収するだけの金銀含有品位のない粗銅では小吹が行なわれた。南蛮絞法は永正・大永の頃、明から伝えられたものといわれ（西尾『日本鉱業史要』前出一三二—一三九頁）、住友家は秘法としていた。これは一定比率の粗銅と鉛を小炉に入れて木炭で加熱し合金（合鉛）とする。この比率は多田で粗銅二対鉛一、阿仁で五・五対一、普通は四対一だったと伝えられる（『明治工業史』鉱業編前出五三七頁）。上層の浮遊銅は少量の金・銀を含む（絞り銅という）から、さらに真吹すると約九八％の精銅となる。下層には比重大きな銀を含んだ鉛（貴鉛という）が溜る。貴鉛はかくして灰吹床（分銀炉・筋床）で銀・金に分収される。貴鉛となる南蛮炉の合銅一回装入量は一〇—二〇貫で操業時間は二時間半、一日に三—四回の装入で木炭は四〇—五〇％を要した。小吹法では一回に十四貫の粗銅が粘土製坩堝中で四貫の木炭で加熱され、さらに木炭を装入して気泡がなくなつてから取出し、少量の鉛を加えて丁銅に鑄造した。⁽²⁴⁾

(21) 床屋は買石衆の所有・経営下にあるがそれは前記の如く種々の変形があったようである。例えば長棟では山師が経営し（長棟鉱山史研究会『長棟鉱山史の研究』昭和二六年刊二五、三八頁）、佐渡では買石衆が経営し（小栗田淳「近世銀山の生産の形態と組織—院内銀山の研究（Ⅱ）」史料第三六巻第一号所収）、院内では事業としての質吹きが成立していたという（小栗田、前掲稿九頁）。

(22) この煙害は恐るべきものであった。一例として後年（大正三年）にはなるが、四阪島精錬所の同様の記述参照（『別子史話』前出四八一—二頁）。

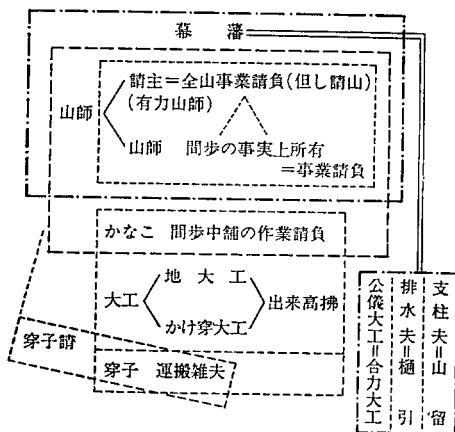
(23) もちろん半田銀山のように円型内径一・六尺、高さ一・三尺の小型のものもあった（『明治工業史』鉱業編前出三七三頁）。

第1表 徳川期年次別産銅鉱山（大阪登銅高）

1712—1715 平均 (正徳 2—正徳 5)				1763 (宝歴 12)		
順位	鉱山名	国	産量(万斤)	鉱山名	国別	産量(万斤)
1	秋田出羽		151.5	秋田出羽		127.8
2	別子伊予		124.9	別子・立川伊予		76.6
3	立川伊予		83.1	尾去沢陸奥		59.6
4	尾去沢陸奥		64.4	生野但馬		39.7
5	生野但馬		55.7	永松出羽		21.5

備考。正徳年間のそれは 11 鉱山中の順位。6 位は永松・幸の 30.7 万斤。秋田とは阿仁のこと。宝歴年間のそれは 29 鉱山中の順位。寛延 2 (1749) 年、立川銅山は大阪屋から住友に譲渡された。小葉田淳『鉱山の歴史』189, 198—199 頁による。

第3図 徳川期山師制図



(24) 以上については『明治工業史』鉱業編、とくに三七三—六、四二七、四三五、四五二—四、四六九—四七三、五〇七—五一〇、五三六—九頁参照、そのほか、平井栄一「旧幕時代の鉱山技術」前出五一六—五二五頁、『別子史話』九一頁以下、西尾『日本鉱業史要』および小葉田淳『鉱山の歴史』など参照。

金・銀鉱は砂鉱の場合は前記選鉱後、その他の場合はここで記す銅鉱乾式精錬がすべて終わってから、合金粗銀であれば硫黄を加えて熔融し、銀鍍と合金銀に分ける。合金銀は食塩を混じて焼き、水洗すれば塩化銀と金が分離する。阿仁金山では四十五匁余の鉱から一吹き平均二匁余（三回吹き）を収金したという。なお、

佐渡金銀山には一時混汞法が導入されたといわれている。鉛・錫鉱の精錬は銅の場合とほとんど同様であった。これらについては前記文献のほか小葉田淳「近世初期における鉱山の領有、経営の形態及び鉱山聚落の構造——阿仁金山の研究」、同「日本鉱業史上に及ぼせる西洋技術に就ての新発見」(日本歴史学会『日本歴史』昭和二十七年十二月号所収)、三枝博音『技術史』昭和十四年刊、長棟鉱山史研究会『長棟鉱山史の研究』前出など参照。なお砂鉄精錬については省略するが俄国一『古来の砂鉄精錬法』昭和八年刊や『大島高任行実』昭和十三年刊などが興味を惹く。別子では南蛮紋り後は大阪の精錬場に送って含銀を分収していた。当時の産銅状況を表示すれば第1表のとおりである。

第二章 近代日本鉱山業の成立

——採鉱部門——

第一節 採鉱部門における山師制度から飯場制度への転換

一

筆者はすでに徳川期における山師制度についてその理論と実態を明らかにした。それらを要約する意味で第3図で図示しておきたい。

すなわち山師は間歩・坑を事実上所有し、幕藩に対して全事業(その坑に関する)を請負っている。その請負うというのは良鉛をできるかぎり多量に出し、その一部を運上として公納(つまり無料)するということである。その鉱石

は幕藩の強制買上げに委ねられる。請山ならば山師の有力者（銅屋を含む）が全山の事業を請負い、それをまた山師が請負うのである。間歩を所有するということはいうまでもなく、坑口からの本番坑道を直接に所有していることを意味する。この掘進、修理は山師直接の費用に属する。さて、かなこは本番坑道からの横番を鋪¹採掘場として請負う。その請負は入札であると想像され、山師—かなこ関係は譜代隸属関係を払拭していたといわれる。山師はかなこを輩下として抱えているが、かなこは大工以下をかかえている。⁽¹⁾横番が富鋤を追って樋押乃至立入るのは作業請負（入札制で山師の間歩所有と質的に相違している）というべきで一定の鉋量を入札するのである。また鉋量が決っていれば間代を請負うのである。大工はかなこに使役され出来高給を支払われた。穿子はかなこに抱えられていたのが通例だが佐渡では早くから穿子供給請負業者があったという。

直山ではたとえ山師の間歩でも水拔や支柱は幕藩直轄だったという。自分山では山師の責任で、これが後に山師の命取りになった。

(1) 「此かなここと申ものは大工を抱置敷々請負候者之儀に御座候」、「此かなこへ五分之御分被下候に付、鑢石撰立候場所小屋並石撰之者共、其外鑢石穿候鉄鎗箸、且鑢入候臥之類一式入用、右之者共方にて仕候」（宝暦八年、『佐渡金銀山史話』前出二二〇、二二一頁）。これについて元禄初め、鳥越間歩助吉敷を稼いだかなこ関東弥右衛門の物語は有力な説明になる。すなわち弥右衛門は稼ぎ場所が深くなり経費が嵩み、目指す鑢に切り当たらず資力つきて使いなれた大工、穿子は一人残らず去ってしまったという。暮れの大晦日、償鬼に攻められ、ついに夜中自分の敷内に入りこみ、思わず知らず引立の切延に鑢をたたき

つけた瞬間、至極の鎚を得たという。かくて彼は再び多くの大工穿子を集め、支払いに佐渡通用銀を四斗樽で計出するほどの身代となったという。この史実はかなこの作業請負なるものの性格をうきばりにしているといつてよい。（『佐渡金銀山史話』前出八一—二頁）

筆者は、これまで大工の実態について触れることが少かった。当時の鉱夫は非常に短命である。「当国には二十五歳に相成男は賀の祝あり。厄年と申候にはあらず。以前は金堀大工に三十をこへ候もの稀なり。よつて二十五歳になれば、並みものの六十位のころへにて、歳のゐわいたし候由。昔は金ほり計りなりしが、今は一國なべてなす事成りしと」、「彼山大工に成て七年の寿を保つものなしと、いづれも同病にて、せきをせき、煤のごときものを吐て、終に死ぬるなり。（是は石州其外金の銀山を聞になべて同じ。）……」いわゆる珪肺である。だから金穿大工は短命を覚悟し、酒を呑み、氣が荒かったという。けれどもその賃金は「佐渡は前にもいふ如く至極日儲の下直なる所にて、（大工の手間あまりに安し……）貧困おもうべし」とあつて、後期にはひどい困窮であつたらしい（奉行川路聖謨の日記天保十一年より。『佐渡金銀山史話』前出三五七—三六〇、三七七頁）。

山師の人数は鉱山によつてことなることはもちろん、その輩下の人数も種々あつたが、初期には精鍊業にまで事業を拡大する場合もあつたという。併しその勢力は漸次衰え、とくに採鉱が深部に至るにつれ事業は困難となり、それが水に当たればいよいよ破滅であつた。自分山の排水は多量になれば取り明けがとうてい不可能でついには幕藩から融資（仕入金、貸下金）を受けるに至るが、それでも不可能であれば休坑せざるを得なかつた。直山間歩では排水作業は樋引請負業者による幕藩直轄で行なわれ、ここには佐渡で囚人労働が導入されるまで高度な直営が行なわれた。かくて山師の地位は衰え、極端には扶持給を受けるまでに下がった。山師が休坑した箇所へは町人連が市中出錢として

融資することが盛だったという。排水が直轄となれば、その線での掘進も直轄とならざるを得ない。かくて幕藩がかなこへ直接作業を請負わせる可能性があり得た。宝暦元年の事例はその現実化したことを示す。かくて佐渡が不況のどん底におちた天明度には全山直稼ぎが一時的にも行なわれたという。

もちろん、以上は事態のほんの荒筋にすぎない。天保度以降の佐渡でも自分の間歩に自分の資力であたるものもあったから、本質的には相違はなかったとは思われるが、それにしても慶長―元和期とは相当な変化があった。⁽²⁾

(2) 『佐渡金銀山史話』、とくに二四三、三四五頁参照。「嘉十郎銀山へ参る途中にて、子を抱いて窓より顔出せしが、かなこの妻の姿を見しに、絹の衣類にて其さま賤しからず、江戸の婦人の姿ありとて驚きぬたりぬ。此かなこといふものは、銀山大工の頭にて所謂山師なれば、奢侈を極め常に錦衣玉食して、忽に富豪にも成忽に潰れもするなり。居宅など承るに美を極たる事の由、……」(川路聖謨日記天保十一年、『佐渡金銀山史話』三七七―八頁)。

二

飯場制度は明治に入って突然形成されたものでは決してない。それは、以上のいわゆる山師制の変革過程のうちに形成されたものである。鉱山業のように古い歴史の伝統を有する所では、異常な、突然の変革は必ず修正される。このことを十分考慮に入れながら明治以降の変化を扱ってみよう。明治五年の「鉱山心得書」は鉱山の薩長政府所有を宣言したものであって「国民の開採せるものは悉く政府よりの請負稼に非ることなし」とされているように、すべて政府からの請山であると規定されたのである。

さて翌年成立したところの「日本坑法」においては鉾区制度が確立し、ここに鉾山は政府所有の下で地主的土地所有から切りはなされた保有権を獲得した。借区期間は十五年でその保有権はまだ確立はしなかったが、然しながら鉾区を売買することが自由となったのである。然も鉾区五百坪当たり男子労働者最低一年間一人と限定されたから、鉾区は資金の融通をつけ得る層の所有に委ねられたのであった。

かくて旧領主が鉾業権者に転化した。旧封建家臣団も鉾業権者となる可能性が与えられた。さらに従来の大山師⁽³⁾請主も鉾業権者に成長した。住友家がその代表的なもので、これに類似の動きは至る処にあったという。ところで大山師の場合はともかくとして、その他の場合は、うちつづく経済変動の激化の中で漸次商人資本に制圧せられ、鉾業権は激しい投機旋風の中に投げこまれ、それら商人の手中に移っていった。

ところが古河の手中に入ったところの、「当時の足尾は下稼人の足尾であって、坑主は唯彼等に米噲を給し出銅を買上ぐる金主たるに過ぎなかった」。「操業の実権は全く坑主の手を離れて居た」(『古河市兵衛翁伝』一一九頁)とされているように、山師の事業請負は依然として変ることなく続いていたのであって、この状態を続ける限り、鉾業権者が経営の内部にまで立ち入ることは不可能であった。

(3) 足尾銅山は幕末に全く丹鑾山と化し去り、明治元年日光県、明治三年栃木県、民行となって四年横浜の野田、六年三藩士族副田へ移り、明治十年渋沢らの援助を受けた古河の手に帰した。ところが、山師らは古河に対抗して鉾業権者たらんとし、古河は窮して示談によって解決したという(『古河市兵衛翁伝』一一—一二頁)。別子については『別子史話』三六七—三八頁の

紛争参照。

(4) 元年から官有となった佐渡でも「当用資材はもとより、採掘箇所の修理は自費支弁、これがために前借を受ける者は元金の外に利子相当のものを出す」ということで旧幕時代と変らない事業請負であった(『佐渡金銀山史話』四一七—八頁)。

官行鉱山がその先鞭をつけた。官行鉱山は旧幕時代以来の大鉱山であつて、くり返し説明したように山師制度は大きく変化しつつあったから、多少の摩擦はもちろんあったが、直山、すなわち直轄坑にあっては排水・通気は完全に把握できた。雇用外人技師・坑夫の指導による「西洋式ニ転移」が緒についた。⁽⁵⁾その大要は既発表稿で詳細に跡づけたところである。当時としては龐大な費用が投ぜられ、多くの機械器具がその成否を試験され、在来の風に慣れた人の眼をひらかせた。

「先年(明治二年?)——筆者)当佐渡鉱山の青盤一番坑道に馬絞車を設置し以て人力捲揚法に換へしことありしが、其際予は其前後の捲揚費を対比したるに、人力に依れば鉱石一噸に付金五十錢を要せしものが、馬絞車を以てすれば僅かに金五錢に過ぎざりし。是れ実に十倍の相異と云ふべし」(「当時佐渡鉱山に於て青盤坑と称する所は、維新前に在ては最も深き最も困難なる坑敷と唱へられ、此坑敷に堀採する坑人、所謂大工なる者は、一度入坑すれば十余日間地表に來らざりしこと稀ならず、且つ従業五ヶ年にして斃れし等と云ふ部分なるが其深坑より堀採の鉱石を地表に致すには、一人にて一日に背負ひ揚げし量僅かに八貫目に過ぎざりしと。故に此一人の賃金を現今の価格二十錢と積りて計算する時は一噸(米噸)に付六円に相当す。然るに晩近此部分に達せんとするには、大立坑と称する直立坑を下ること五百尺の所より長二三千尺の横坑道に依るものと成りたれば、鉱石の運出も亦此通路に依るものにして、横坑

道に於ては鉄道馬車を以てし、立坑に於ては汽機捲揚器械を以てすることに變化し、其費用に至りても鉦石一頓に付僅かに五六錢に過ぎざることと成れり、洋式の坑内運搬法が日本固有の法に優れること正しく一百倍なり。豈驚かざるを得んや」⁽⁶⁾

これらの導入に促され、明治初年に大鉦山へ、そして中小鉦山はほぼ明治十九年の銅況好転を機として鉦業権者による直接経営が開始された。民間の経営者たちは官行鉦山の如く容易に費用を調達し得なかったから、例えば別子のように外人技師の計画を、実施にあたって大きく変更したり、なるべく安価な装置を使用することに努力した。⁽⁷⁾これらの経営者にとって官行鉦山の設備の大きな部分が元費とみなされた。⁽⁸⁾筆者が「日本の変更」と規定した所以である。

(5) ここに佐渡と同じく民行鉦山でも囚人労働が導入された。足尾本口坑大直利が囚人労働によってたらされたものであることは前述の通りである。

(6) 『佐渡金銀山史話』四一五—六頁。

(7) 工学博士渡辺渡氏(かつての佐渡鉦山の名技師長——筆者)談「明治十四年頃、私が助教授でまだ一ツ橋の大学に行って居る頃、当時古河家の技師長とも云う可き地位に在った中江種造氏が来訪されて、これから色々の事を指導を受けた」と云ふ申込みを受けた、これが古河翁と相識るに至った動機である。その頃中江氏が最も苦心したのは、何しろ古河翁はあ言ふ豪傑であるけれども、少しも機械の觀念はないから、従来から使って居るのを其儘に竹の樋で水を揚げて居た……それから間もなくまた来られて、今は鉦石を手で割って居るけれども、それを機械で割りたい、元々蒸気機械でなければ困難だが、蒸気機械など云ふと大業で、迎も市兵衛翁が受入れるものでない、何かあるまいか、と云ふことであつたから、手で動かすクラッ

シャーを圖にしてやったことがある。」「それから後、十九年以後には更に驚くべき進歩をした。機械は嫌ひ嫌ひで通して来た人が非常に好きになって居た。何でもかでも機械でやる、あまり突飛な変り方に驚いた。これは明治十八年に工部省が廃されて政府で鉱山を払下げた。其時に阿仁と院内の鉱山を市兵衛翁が引受けた、阿仁には西洋人が入って居て、西洋風にやって居った、これが市兵衛翁を西洋風に導いた動機であらうと思ふ」(『古河市兵衛翁伝』一四—一七頁)。

(8) 阿仁払下げ引継ぎに行った木村長七は次のように報告した。「昨二日鉱山局に出頭、夫より製鉱分析器械倉庫營繕起業等の各課巡見仕候、此建物は煉瓦或は洋風之木造にて凡式町程も引続き、外見は美々敷候得共実用を成すもの至て尠く、実に山中之見世物には痛入候、御一笑可被下候」とあった。その感覚は未だ商人的に古いものであって阿仁においては人員整理、配転、賃下げを行うと共にすべて古式に復したのではあったが、それはやがて再び漸次改められなくてはならなかった(『古河市兵衛翁伝』一六四—五頁)。

この段階に至って障害として立ちはだかったのが山師の間歩の事実上の所有であった。この間の紛争は激しかったものらしい。結局経営者は廃坑乃至休坑の坑口の取り明けから進出を開始するか、山師の間歩を買取ったのであり、直轄坑ではそこへ設備を投入したのであった。そして、鉱業権は経営者にあるのだから大通洞を開き、これから乃至、他の大坑道から各間歩に切り当てて——多くはかつて稼行し今は尽きた古舗だったが——間歩の買取りを試みたのであった。通洞および排水が山師の手を離れていたことは大鉱山における設備の導入を容易にした。

別子でも佐渡でも足尾でも、今まで明らかにされた史実は、すべて右の事実を確証している。(9)

(9) 例えば新式馬紋車は佐渡で大切、鳥越、大立、青盤に使用された。明治一〇年完成の大立堅坑は五〇〇尺余で官行の大切、

青盤、大立へあてようとしたものである。ゆえにこの時代には依然として直山と謂山が併存していた。「坑場ハ大堅坑大切坑鳥越坑ノ三坑ハ官行場ニシテ百枚坑ハ受負稼トス」(『工部省沿革報告』九九頁)とされている。足尾ではまず手はじめが旧坑本口坑の取り明けにはじまり、ここに囚人労働を導入して大直利をしてから、次に有木・小滝の旧坑の取り明けにかかり、続いて「本山各方向に於て採鉱し得たる凡ての鉱脈を貰いて借区境界まで達する九千六百尺の大通洞」和田ヶ淵通洞が起工されるに至った。『佐渡金銀山史話』四一四―五頁、『古河市兵衛翁伝』一二八―一四三頁。

足尾では古河経営となつてからまず第一に「下禄人齊藤八郎の受持坑」である「鴈の巢坑」の買取りからはじめた。これは明治十四年「延長七十間にして目的の本槌に切り当」たり、これが「足尾の主要採鉱ヶ所となつた」、そして「若しもこれを直営に移す事が出来れば、下稼人の勢力を抑へ得るので」十四年八月、齊藤から、金貳千円を以て買取つた(『古河市兵衛翁伝』一二七―八頁)。

三

かくて山師の間歩は漸次経営者の手中に歸して行つた。中小鉱山の中には、ずっと後代に至つても依然として事業請負に委ねられる場合があつたが、それはもはや支配的・通例的關係であることをやめた。こうして山師は自身鉱業権者となるか、乃至間歩を売つて他へ(多くは中小鉱山へ)移るか、乃至は従來のかなこの地位を襲うことになつた。いずれにせよ、山師そのものは分解した。⁽¹⁰⁾

すでに筆者は徳川中期以後において、原型としての山師制度が解体しはじめ、末期に至れば山師とかなこの地位が分明しがたきまでになる場合があることを指摘しておいた。かなこは敷井採掘場の稼行を自己の經營的責任で行なう。本番坑道は経営者の所有および経営に完全に委ねられ、かなこの経営は採鉱および本番坑道までの鉱石運搬に限られ

る。

これがいわゆる飯場制度の原型なのである。山師制度が存在し、その解体の中から、それに内包されていたかゝる制度が飯場制度として現象してきたのである。⁽¹¹⁾この両制度が質的に同一として把握されるのはそれらが共に請負稼行をなすという点においてである。本来請負業なるものが、単なる労務供給請負にすぎないとすれば、それは労働市場の問題にすぎぬのであって生産過程に直接に入ってくるものではない。それが経営の内部に立ち入って、日々の入坑を督励し、居住を監督する場合にあってそれは直接的生産過程のほんの末葉——それがどんなに人々の眼を惹くにせよ——にすぎない。それは直接的生産過程を稼行する段階からの転化形態なのである。このように考えないと飯場制度を質的に解明したとは云えない。「質的」とは飯場制度が旧来の事情からどのように形成されたものであり、かつ飯場制度と称される漁業、土建、炭坑などのそれぞれの存在形態がどのような論理的順序で存在しているのかを明らかにすることにある。「その淵源は古い」とか「不明」とする従来の見解や、それを親方制度と称する一般的・抽象的概念に発展型としてでなく直線的におしこもうとする最近の見解は飯場制度を明治になってから突然現われたとする見解と共に正しい立場といひ得ないのである。

本来、請負業という以上、その意義は直接的生産過程を媒介することにおかれている。いかなる経営機構が直接的生産過程⁽¹²⁾を媒介しているか、ここに飯場制度なるものの存在の出発点がある。ここを逸脱した飯場制度なるものは以上の存在の転化形態にすぎない。だから直接的生産過程を媒介する飯場制度は飯場制度の原型なのである。そしてこの原型そのものは山師制度の原型の転化形態である。いずれも形態であってその本質は事実上の生産場所有に基く直

接的生産過程の把握⁽¹³⁾請負なのである。

明治二十三年頃のこのような飯場制度について一つの事例を提供し、以上の点を確認しておこう。この頃佐渡鉱山では坑道拡大などの特別の場合を除き一般に受負稼によって採掘が行なわれた。受負稼は多数の坑夫を配下に持つ受負人によって行なわれ、受負に附すべき坑道の箇所、採掘方法の種類等を記した掲示が予め礦場課に貼り出され、受負人がそれに基づいて入札したという。⁽¹⁴⁾その様式は次の通りであったという。

御 請 負 証

何坑何番坑何々

但し 豎 何尺

幅 何尺

延一尺ニ付入費金何円何十錢

右ハ前記ノ御入費ヲ以テ御請負被仰付難有御請仕候然ル上ハ坑夫差組ハ勿論総テ御規則御達等堅ク相守申候万一不都合ノ儀御座候節ハ如何様ノ御処分被仰付候共決シテ御願ケ間敷儀不奉申上候依テ為後日証書差上候也

明治何年何月何日

何町(村)

何之誰印

御料局佐渡支庁礦場課御中

近代日本鉱山業の成立

右奥印候也

明治何年何月何日

町(村)長

何 誰 印

ただし落札は必ずしも価格の低廉によるのではなく、岩石硬軟により相当と認める者を指定したというから完全競争入札制ではなかった。事実上の結合関係もあり得たであろう。また、工場取締りが作業中の監督権を確保しており鉢具類(鑢、玄翁、片手槌など)は賃料による貸渡しをしていたというから完全請負の形態は崩れていたと見なければならぬ。この制度は明治三三年頃まで行なわれたという。⁽¹⁵⁾

佐渡の受負人Ⅱ部屋頭は五人あり、最も有力な大塚部屋には三、百、人、位⁽¹⁶⁾の配下鉢夫を擁していたという。大部屋頭の下には数人もの小頭があり、出勤督励、入坑点検、坑内作業監督の役に任じ、部屋頭は「日常は半纏腹掛姿で唐金火鉢の前に胡座をかき、部下の小頭を指図して所用を并じ」、「町の有力な所謂顔役ともなった」という。⁽¹⁶⁾この大塚部屋は大正期に入っても変ることなく続いたという史実がある。

飯場制度においては年期と能力によって、坑夫↓小頭↓部屋頭へと進み得るし、組夫では人夫↓組頭となり得たと思われる。もちろん他から頭役へ入る場合もないではない。⁽¹⁷⁾

- (10) 明治四年佐渡鉢山ではかつての山師は「勘鉢師」、買石は「鉢目利方」とよばれたという(『佐渡金銀山史話』四〇二頁)。
- (11) 麓三郎氏は筆者の質問に答えてか、な、が部屋頭に転化したと考えられるとされた。小坂については『大島高任行実』六五

○頁の書簡参照。

(12) ここで使用する「直接的生産過程」という概念は「経済学批判」序説で問題とされた生産が意味するところを念頭においている。

(13) この点、松島静雄『労働社会学序説』二一四頁の飯場理解は正確である。

(14) 『佐渡金銀山史話』四七四—六頁。入札制は採鉱場の事実上の所有がもう一歩うすめられたものである。けれども入札に際し保証金を要せず、町村長の保証があればよかったとされており、部屋頭は町の顔役であったし、入札しても最低価落札者におちたわけではないから、実際には事実上の所有のまま行なわれたのであろう。部屋頭の人数の少ないことはさらにそれを容易にしたであらう。

なお、運搬夫は他の組頭によって抱えられていた。四人の組頭の名が上げられている。

(15) 鉱山業史研究は極めておかれており、この問題について立ち入って史料を提供しているのは『佐渡金銀山史話』があるのみである。それによってみてたとえば麓氏はこの箇所で「受負人と鉱山、受負人と坑夫との関係等について今これを詳細にすることが出来ない」(四七四頁)とことわっておられるような状態である。実証はさらに続けられなくてはならない。

(16) 『佐渡金銀山史話』四七七一—八頁。

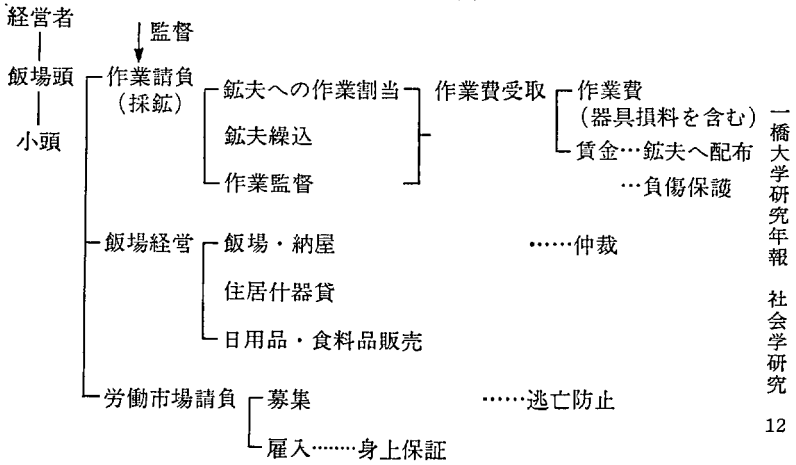
(17) 大山敷太郎、前掲稿、六一—六二頁の昭和四年現在における佐渡の総計三人の部屋頭の履歴参照。

以上の飯場制度はどのように機能していたのか、筆者は『鉱夫待遇事例』に従って第4図のように図式化してみた。
すなわち——

一、鉱夫ノ募集備入ニ関スル万般ノ世話ヲ為スコト

近代日本鉱山業の成立

第4図 飯場制度組織図



- 一、鉱主ニ対シ鉱夫身上ノ保証ヲ為スコト
- 一、新ニ傭入ノ鉱夫ニ対シテハ納屋ヲ供給シ且ツ飲食品及鍋釜、炊事具等ノ家具用品及職業用ノ器具類ヲ貸与スルコト
- 一、单身鉱夫ハ自己ノ飯場ニ寄宿セシメ飲食其他一切ノ世話ヲ為スコト
- 一、所屬鉱夫ノ繰込ヲ為シ又ハ事業ノ配当ヲ為シ現場ニ於テ其監督ヲ為スコト
- 一、所屬鉱夫死亡、負傷、疾病等ノ節相当ノ保護ヲ与フルコト
- 一、所屬鉱夫日常ノ挙動ニ注意シ逃亡等ナカラシムルコト
- 一、事業ノ受負ヲ為シテ所屬鉱夫ニ稼行セシムルコト
- 一、所屬鉱夫ニ対シ日用諸品ヲ供給スルコト
- 一、所屬鉱夫ノ賃金ヲ一括シテ鉱主ヨリ受取り各鉱夫ニ配付スルコト
- ト
- 一、鉱夫間ノ紛議、争闘ヲ仲裁シ又ハ和解スルコト
- 一、鉱山ヨリ鉱夫ニ対スル通達ヲ取次キ又鉱夫ニ代リ鉱主ニ事情ヲ陳スルコト⁽¹⁸⁾

さて「飯場頭ニシテ右ニ記載スル権限ノ全部ヲ有スルモノハ甚タ稀ニシテ僅ニ二三ノ鉱山ニ其例ヲ見ルノミ」とされている点から事例に直接当たることとしよう。その前に第4図を説明しておこう。飯場頭は坑内の部分の作業を請負う。そこで当然にも請負作業についての作業賃を受け取り、それから直接あるいは間接に生産手段についての費用を受け取る。作業賃はすべて坑夫の費用である。⁽¹⁹⁾坑夫は出来高給であってかな、制の下での関係と交らない。⁽²⁰⁾坑夫(Ⅱ大工)は山師制の下で同じく一定の小屋に居住する(「山内図」を想起)。この小屋Ⅱ飯場は渡り鉱夫を基本とした関係の下では身体一つで移動する鉱夫のために絶対的に必要であり、かつ山中という自然的条件の下で設けられざるを得ない設備であった。それは明治以降、鉱山の大規模化に伴う労働力の大量需要に当たって鉱夫が容易に得られないという事情に基いて不可欠のものとなった。鉱夫は友子同盟を基盤として地域的移動を主流としている渡り鉱夫Ⅱ職人であって、明治中期以降は採鉱業の複雑化と共に熟練鉱夫の定着を期待する経営者との間に、いわゆる飯場における労働者虐待という、矛盾を現象せしめた。かくて経営者は一山限りの福利施設を厩大化せしめて友子同盟を粉砕させるに至るのである。いづれにせよ裸一貫の鉱夫にとり、日用品の貸付や食料品の販売は不可欠であった。⁽²²⁾事態がかくの如きであったから労働者募集、受入れはすべて飯場頭が受け持つところであって、作業請負の段階では、この労働市場の問題はまだ主要な関係とはなっていなかった。

(18) 『鉱夫待遇事例』二五四―五頁。

(19) この点は戦前はもちろん戦後に至るまで継続していたところである。いま昭和七年現在の事実をあげれば「第五十四条業

務上必要トスル左記品目ハ鋤夫ノ負担トス 一、鑽、カンテラ、カーバイト又は油、込棒、粉掻キ 二、大工職、木工職ニ在リテハ普通称スル大工道具 前記ノ外出来高稼ヲ命シタルモノ又ハ業務ノ種類ニ依リ左ニ掲クルモノハ各自ノ負担トスルコトアルヘシ 一、鋸、鎚、斧、鏝、唐鉞、玄翁、ショベル、鶴嘴、片口」(藤田鋤業花岡鋤山鋤夫労役規則) ほか同様の大日本鋤業吉乃鋤業所、三井串木野鋤業所、古河鋤業尾尾銅山の例(山村武『従業規則に関する研究』昭和八年刊四六六、四七三、四七七、四八三頁)。

(20) いわゆるパツティ・システムでは請負業者が時間賃金で労働者を雇って出来高請負額との差額を取得したという(馬場克三「納屋制度と炭鋤賃金」) パツティ・システムはなかなか実態を捕捉しがたいが、以上は極端な形態であって「団体の支配者が全体の出来高収入から、より多くの分け前を取得せんとする趣旨のものが」「支配者中心の殆んど所謂請負の性質を有する」「団体的賃金制度」であった(古林喜楽『賃銀形態論』昭和二八年刊一八五頁)。

(21) 明治期およびその後まで残存した友子同盟については今後恐らく正面からとり上げることになるが、すでに産業資本成立の段階における友子同盟は遺制として考えられるべきであろう。それが故に主として共済制度としてわれわれの眼に映ずるのである。その限り産業資本の再生産を補完する役割を果たすことになるのである。

(22) 荒川鋤山(大正三年の場合)

「当山ニ於ケル募集坑夫ニ対スル貸付品左ノ如シ

(稼男一人座食者一人アル場合)

外ニ仕度金壹円五拾銭以上貳円以下ノ範囲内ニ於テ等級ニ応ジ貸付ク 家族多数アル場合ハ米喰寝具食器等ハ家族数ニ応ジ貸付ク」(三菱本社『労働者取扱方ニ関スル調査報告』前出——以下三菱本社報告と略す——一一—一二頁)

作業具のうち火薬、ダイナマイトも鋤夫の負担に属したが、その価格はたとえば一本原価五銭八厘のダイナマイトが十四銭

種別	数量	代価	単価	種別	数量	代価	単価
白米	一斗六升五合	二〇六五	一二五	鍋(大)	一	四〇〇	四〇〇
味噌	五百匁	一一〇	二四	鍋(小)	一	二八〇	二八〇
種油	一升	三八〇	三八〇	湯沸	一	二二〇	二二〇
石油	一升	二四〇	二四〇	飯杓	一	三〇〇	三〇〇
油入	一ケ	二〇〇	二〇〇	櫛鉢	一	一五〇	一五〇
ランブ	一ケ	三〇〇	三〇〇	手杓	一	一五〇	一五〇
カンテラ	一ケ	九〇	九〇	鐵桶	一	一八〇	一八〇
布団(大)	二枚	五〇〇	二五〇	鋳粉	一	七〇〇	七〇〇
布団(小)	二枚	三四〇	一七〇	粉カキ	一	五〇	五〇
布	一丈	七五〇	一五〇	柄木	一	五〇	五〇
荒藁	五枚	六〇	一五〇	込木	一	二〇	二〇
藁	一枚	一〇〇	一〇〇	新炭	一	三五〇	三五〇
茶碗	二ケ	六〇	六〇	若干	一	七〇	七〇

で供給された(『三菱本社報告』一四三—四頁、荒川鉱山の例)。これは明治初頭以来行なわれたところで、鉱夫の自主的節約を期待すると共に、持出転売を防止するためだったという(『佐渡金銀山史話』四七五頁)。代価は上表参照。

かくて採鉱はますます大規模化した。とくに銅は輸出品の最たるものとして明治期の国際貿易に活躍した。銅はもっぱら一次製品(型銅・電気銅)を輸出して二次製品(銅板、線材)や完

成品を輸入していたが、一般に工業発展、とくに電力の導入による電気機器の発達によって、その需要は確実となり、それに伴って鉱山業への投資も増大した。いま第2表によってこのような生産設備の明治中期以降の推移を示す。太字は各種設備の初発設置を現わす。

また明治四一年最大銅山足尾の飯場頭の人数を検してみるに、本山はイロハ順で、飯場頭二〇名、支柱一名、受負車夫、手工に関する組頭が九名、選鉱頭役が二名。

小滝では飯場頭が二一名——二名—十一名、十三号—十八号、二十号—二十四号、組頭が一〇名、選鉱頭役が一名。通洞では飯場頭が二四名(一号—二十三号、二十五号)。組頭が十一名、選鉱頭役が一名。ここで足尾の飯場制度の当

第2表 金属鉱山採鉱選鉱設備改善表

年代	18	19	20	21	22	23	24	25	26	28	29	30
鉾山探鉱、採鉱（開坑其他）	足尾 インガソルエクリノブ鑿 岩機	足尾 シュラム式鑿岩機	佐渡 岩機	佐渡 腰割法	足尾 五枚合掌支柱	生野 エーガー式鑿岩機	佐渡 支柱防腐剤試験	小坂 院内燈竹漸廢	別子 カンテラ使用開始	足尾 盲目堅坑開鑿	足尾 シューメンズ式電気鑿岩機 （金本位制実施）	
鉾山探 鉱（排水・通風）				細倉 バルソメーター	佐渡 ノール単式直動ポンプ	佐渡 ジェット・ポンプ	別子 箱樋使用	足尾 電気ポンプ	佐渡 ユニバーサル・ポンプ	佐渡 ノールス複式直動ポンプ	半田 銅ケ丸ノールス単動三連 プランジャーポンプ	佐渡 馬紋車廢止
鉾山探 鉱（坑内外運搬）	足尾 トコビール式汽車鉄道	佐渡 ブライヘルト式複線索道		別子 電話設備		別子 蒸汽捲揚機	足尾 電気捲揚機	足尾 ハリディー式單線索道	足尾 坑外電気機関車	別子 坑外蒸汽機関車	足尾 坑内電気機関車（15 H P）	別子 輕便捲揚機
鉾山選 鉱	佐渡 ハンチントン摩鉱機	佐渡 水圧分級機	佐渡 フリーユータ盤	足尾 ハルツ跳汰機	足尾 ダンカン汰盤	生野 バンドル	生野 ドッジ粗碎機	足尾 エバンス汰盤	細倉 ウオーターバランス揚 裝置	細倉 ねこ流し廢止	足尾 ざる揚法廢止	

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	31
佐渡	別子	足尾	小坂	小坂	小坂	小坂	小坂	小坂	別子	荒川
アセチレン・ランプ	坑内電燈使用開始 ダーキー及ボックス式電 氣鑿岩機	湿式ウォーターライナー 鑿岩機	地質調査開始 横掘法	(内地鉱山の80%階段法使用)	日立 スケエヤセント・シュリ ンケージ法	国富 上総掘探鉱 シユラム式ダイヤモンド 試掘探鉱	日立 スケエヤセント・シュリ ンケージ法	荒川 大火災 エツシャウイス・タービ ンポンプ	足尾 電動扇風機(三五〇〇 ³ 尺) 半ノ浦 ヒューガル・ポンプ	荒川 デミングス式単動三連ボ ンブ
加納	加納	尾去沢	生野	大谷	足尾	別子	小坂	小坂	足尾	足尾
ホールウッド式浮選法	ジャイレトリ粗砕機	ハンコック跳汰機	ビンダー汰盤	廢石抽出法に代る	液碎法	坑内電氣機関車(16 H P)	住友鋳鋼所 鑄鋼製造成功	坑外電氣機関車	ウイルフレ、カメノト、 オーバーストローム、各 汰盤	(この頃浮選鉱機發明) ウイルフレ、カメノト、 オーバーストローム、各 汰盤

近代日本鉱山業の成立

年代	鉱山探鉱、探鉱〔開坑其他〕	鉱山探鉱〔排水・通風〕	鉱山探鉱〔坑内外運搬〕	鉱山選鉱
43	日立 全方向探鉱 (鉱砲火薬類取締法)		足尾 坑夫昇降用捲揚台	神岡 ノルトン磁力選鉱機 尾去沢 チリアン中砕機 足尾 ジョンストン・ダイスタ 1次盤 宮城 トロンメル 波佐見 ドル型分級機
44		荒川 ゴールド式単動三連ポン プ	神岡 水力捲揚機(ベルトン水 車) 釜石 軽便鉄道	尾去沢 リチャードバルセータ 1分級機 足尾 阿仁マッキステン浮選法 (失敗)
45	(鑿岩機使用鉱山十五、内湿 式使用三) 電気式使用七)		日立 坑夫昇降専用捲揚機 (七五HP) (電気捲揚機使用鉱山十 一) 架空索道使用鉱山八	高田 武田式ガス選鉱法 明延 ボンター式浮選機

時の実相を物語る史料を一つ揭示しておこう。記録は原文のままである。

十 (『坑夫』素材)

○前橋

夜九、大宮へ夜二時、神楽殿三時間寝タ。

○松並木掛茶屋、草鞋バキの筒袖が呼ブ。働カヌカト云フ。腰ヲ掛ケル。儲口アリ。足尾ノ銅山。始メカラ工夫ニナレル。——日光ノ山奥デ人ニ顔ヲ合ス必要ナシト思ヒ行ク。其男ト前橋カラ汽車ヘ乗ル。宇都宮（暮方）。ソコデ通リ掛ノモノト小供（十三四）二人ト共ニ出発（日光ヘ）。

雨ノ日 夜日光ヘ着ク。ダイヤガハヲ溯ル。草鞋店ヘ這入る。其男主人ト話ス。此カラ峠ヘカハルノハ難義^原ダカラトテ寝ル。夜着モナシ。殆ンド野宿。翌日足尾着。草木モアルガ段々赤クナル（馬返シ前カラ左ヘ折レル）

○午後一時飯場ヘ着ク。（足尾橋ノ左ガ「シキ」ニナル。段々 右ノ方ガ役人ノ住居。「シキ」カラ出ル「レイル」ニ就テ行クト工夫の長屋が沢山アル。三、六畳。長屋カラ右ヲ見テ左ニ銀山平ヲ見テ上ル。石崖ノ上ニ大キナ長屋。顔色ノイヤナ男が顔ヲ出シテ居ル。

○ボンビキノ林ガ飯場頭ト問答ス。飯場掛ガ云フ。工夫ハ六ツカシイ。帰レト云フ。兎ニ角帰レナイ何デモ使ツテ呉レト云フ。ト使フニ忍ビヌト云フ。足尾デ働ク氣ダカラ是非使フテクレト云フ。二階^原へ案内。ユルリガアル婆サンガ居ル。火ガカン／＼アル。休ミノ工夫が沢山居ル。皆異様ノ顔ヲシテ居ル

御前ドコカラ來タ

僕ハ東京

僕ナンテ云フカラ書生ツ坊ダラウ。

女郎買の結果。此頃書生の風儀ガワルイ。ソシナ奴ニ辛抱ハデキヌ。帰レ。

中ニ二十七^原八ノ美目正シキ男。人品普通ナラズ ナゼ來タカ。決シテ儲カル所ニアラズ。食詰者ノヨル所ナリ。帰

ツテ新聞配達ヲシロ。元ハ自分モ学校ヘ行ツタ。遊廓ノ結果。書生ハ皆ヤメル。君モ帰レ。

他ノ工夫云フ。——「此社会ニハ夫々掟アリ。呑込ンデ置カナクツチや困ル」

「親方トハドンナ者カ」

「仕様がねえ奴ダ——。兄弟分モ居ル。ダカラ。金ナンザタマラネえ。帰ルガイへ。

皆口々ニ帰レト云フ

所へ婆サンガ来テ飯ヲ食ヘト云フ。箸ヲ米ヘ掛ケ様トスルト飯ガスベル。飯ニツヤガナイ。南京米。壁土ヲカム様デ。一箸デ驚ロイタ。工夫が笑フ。銀米ハ御祭日。我慢シテ一杯。

夕暮近ク工夫が段々帰ル「カンテラ」ヲ提ゲテ泥ダラケ。又色々ナ事ヲ聞ク。嘲リ。其日ハ夫デ寐ル。晩ハツカレテ足ハ棒ノ様デアル。情ナイト思ヒナガラ寐ル。スルト身体ガ針ヲ刺ス様ニチク「チク」スル。眼ガサメル。カラダヘ手ヲヤルトザラ／＼スル。皮膚病カト思フ。光デ見ルゾロ／＼シテ居ル。カラダガカユク痛クナル。ツブスト青臭イ。

向ヲ見ルト柱ヘ布ヲツツテ人が寐テ居ル。ソレカラ起キタガ。下ハ騒イデ居ル。ノデイやニナル。仕方ナシニ着物ヲ着テ起ツテ柱ニ倚ル。夫テモ足ヘ這上ル

夜ガ明ケタ。雨ガ降ル。四方共赤イ山。工夫が出テ行ク。笠。腰ヘ藁ヲツケテ三々五々行ク。自身モアンナニナルカト思フトイやニナツタ。

下カラ工夫が上ツテ来ル親方が呼ンデ居ルト云フ。親方ノウチヘ行ク。是非居タイト云フカラ。穴ヲ見テカラニシ
ロト云フ。「此儘デイ、デスカ」「イケナイ。着物ヲ持ツテ行ツテヤル」

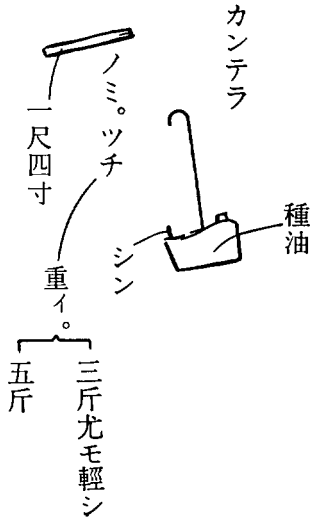
飯場ニ帰ツテ居ルト親方ノ小供ガ着物ヲ持ツテ来タ。ジメジメシタ土ノツイタ着物ヲカシテ呉レル。

案内ニツレラレテ行ク。長屋の窓カラ昨日のダト云フ。

シキヘ這入ル。汽車の隧道ニ電車が通フ。高五尺

第一見張所ヘ行ク。「カンテラ」の光デ。水ガジイ／＼ト落チル。耳ヲ澄ストカン／＼ト行ク。^原「茲ラハ地獄ノ三町
目位ダト」工夫ガ云フ。少シ下リテ左ヘ周ルト巡査ノ交番ヘ出ル見張所。工夫ガ待ツテガヤ／＼シテ居ル。見張所ニ
ハ役人ガ三人居ル。第一抗ヘ下ル。

這フ所。腰ノ方カラ這入ル所。愛宕の坂ノ様ナモノガイクツモアル。



此度ハ穴倉。アカリヲ用意シロ。先ヘ下リル。猿ノ様ニ下リル。
楷子ハ真直幅八寸位。階ノ間ハ八寸位。障^原ルトヌル／＼スル。
ヘナ土ガツク。草鞋ノ上ヘ清水ガ落チル。

工夫ノ姿ガ遙カニ見エタノガ仕舞ニハ見エナクナツタ。種油ガ
ジイト水デ消えカゝる。

ハシゴガ十五程ツナガル。ト休ム処ガアル。ソコニ工夫ガ待ツ
テ居ル。ソコヲ這フ様ニ先ヘ這入ルト又穴ニナル

「下リラレルカ」

「下リマス」

「デハ」

ト又先へ行ク。斯ノ如キ者三四ニシテニ番抗ニツク。ソコハ広イ。材木ニ腰ヲカケタ工夫ガ五六人居た。是ハシチ
ユデアツタ

「新米カ」

「又新規ダ」

腰ヲ掛ケテ見ルト「アテシコ」ノ便宜ナ事が見エル。(アテシコ 中デ腰ヲツク時ノ用意)

「何処ノ達磨……」

「アスコヘハ新シイ玉ガ来タ

「アレヲ買ツタカ

「御前ハドコカラ来タ

「何シニ来タ。金ヲ儲ケル氣カ」

「ヨシンバ残シテモ足尾ノ金ハ足尾ヘ戻ル」

「ナゼ」

「足尾ニハ神様ガ居ル」

「何デス」

「足尾ノ神様ハ達磨ダ」

「ダカラ帰レ」

夫カラ見廻リガ来ル。皆作業ヲスル。

「シチュノ説明」

二番抗ヲ下ル。必死ノ苦シミデ八番抗ヘ下ル。

ホリコガ銅ヲ箕ニ積ンデスノコヘナゲ込ム。

八番抗ハ水ガ腰キリアル。「ナレ、バ此所ヘクル」ト云フ。

上ル時ノ方ガ困ル。

下ルトキハ身ガ前ヘ出ル。上ル時ハ身ガ後ヘ落チル様ニナル。

七番ヘ出タラ呼吸ガ変ニナツテ。ホノホノ様ナイキガ出ル。「休メ」ト云フ

「自分ハナゼコ、デ働カネバナラヌカ」ト思フ「モシ人間ラシクシテ居レバコソ。必然ノ結果デアル」。涙グム。

「ドウシタ。苦シイノカ」

「苦シイ」

「到底アシタハ作業モ出来マイ」

「毎日此所迄下ルノデスカ」

否 二番、三番、――

デハ大丈夫デス マギラス。足ノ労レデス

ドコカラ来タ

東京カラ前橋迄、昨夜モ南京虫

夫ハ氣の毒ダ。モット休。己ハ遊ビニ行ツテくる

夫から一人で稍二十分居ル。万感唱集^原。

ヤガテ来テ

「ドウダ。氣持ハ直ツタカ」

「ソウカ。夫デヤノロク上ツテヤラウ」

矢張り工夫ノアカリガワカラナクナル。暗クテイやニナル。一層手ヲ放シテ落チテ死ンデ仕舞フカと思フ。始メテ
浮世ノ苦痛ヲ感ジタ。又思ヒ直シテ上ル。(日光ガ出タ。ドウセ死ヌナラ。日光ガアル。コンナ^原畜生ノ様ナ人間ノ所
デト思ヒ直シテ猛進シタ

六番抗へ出ル。工夫ガ待ツテ居タ。アマリ遅イカラ死ンダカト思ツテモデ／＼シ〔テ〕居タ

「ドウシタ

「メマイガシテ^原榊子の途中デ休ンデ居タ

「おれは驚ろいた。さがしに行くだれか誘つて一人では氣味が悪イカラ」

自分ハ決心ガアルカラ

「スグ上リマセウ」と云フ。工夫はケマンな顔をする。

「デハ上ラウ」

自分ハ夢中デアル。怖イ事モ何モナカツタ。無暗ニ上ル。

三番抗へ上ル。広イ所デ休ム

工夫曰ク「アシタカラ此所デヤラセラレルダラウ」成程一番奇麗だ仕事ハシイダラウト思ツタガドウセ広カラウガ狭カラウガ構ハナイ。コンナ工夫ノ様ナ奴ニト

「スグ上リマセウ」

「馬鹿ニ元氣ダナ」ト妙な顔をする

無言ノ儘手ヲカケル

「イケネえく」

今度ハ無暗ニ早い。此度ハ少し広イ所へ出たが工夫が見えぬ

工夫が怒タト見える。坑のなかをまごついて居たら。坑夫の仕事をして居る所へ出た。五十許ノホリ子が居た。聞かうと思つたら妙な顔をして居る。蒼ぶくれ。きく勇氣がなくなつた。こつちの坑夫のそばへ行つて腰を卸す(銅をつめた藥俵の上)

「何をしやがるんだ」

びつくりして立ち上る。坑夫が振り向いて来た。少し怖くなつた。

「手前は新規だな」

「ひでえ奴だ。よし／＼己が送つてやるから待つてゐろ」

腰をかけて待つて居たらカン／＼云はして烟草をのむから待てと云つて、自分の前でアグラをかく。見ると尋常の顔である。ナツカシイ気がする。人間の様である

「御前はどこだ。何しに来た。からだつきはすらりとして居る。どうして来た」

彼考へて云ふ。

「己達の云ふ事だが亀の甲より年の功だ——若いうちは皆失敗するもんだ。青年は情の時代だ。情に走る。だから察する。然し敢て咎めない。己は盛岡のもので中学へ這入つた。夫から二十三の時花柳の巷へ入る。容易ならん犯罪を犯してゐる。社会に容れられない。夫が為め学問も成功も抛つた。自覚した時は遅かつた。其時考へた。甘んじて制裁の手に捕へられやうか。然し逃げ度から逃た。此足尾へ来たのは六年前だ。もう一年で消える。社会の制裁は消えるが罪悪は消えぬ。こゝへ来て目撃するに就て人情や何かをよく考へる。然し世の中は猶苦し〔い〕から辛抱してゐるうちついなれて仕舞つた。なれて見ると娼婆へ出る気はない。自分の兄は福岡日報の主筆だ。——どんなものがどんな目的を持つて来ても目的がなくなつてなれて仕舞ふものだ。夫が君の為に悲しむ所だ。だから東京へ出る。自

分は社会の為に悲しむのだ。こゝは墓所だ。葬る所だ。坑夫になれば埋つたのと同然だ。故に君を殺すに忍びないから親にあやまつても、独立してもやれ、旅費がなければ出してやる。己は中村組ニ居る。金さんと云へば分ル。シキの外に送り出してやるから、あとで一返来い」

此男に説かれて落涙。自分がかく墮落しても人を救ふと云ふのがある^原。かう云ふ人があるのに何が故に自分が死ぬ事になつたのか

此に於て翻然志をひるがへす。親は氣強い事を云ふが死んだら裏面では嘸悲しむだらう。

そこで自分は飯場へ歸つた。先の案内者が長屋の前に立つてゐる。

「どうしたい。よく上れたな」

夫から飯場でキロリの傍で雑談の中で考へた。——坑夫自身がわるいのではない。わるいならばあんなやさしい「い」心はあるまい。屹度社会の境遇の為に犠牲になつたのだらう。非常に氣の毒だ。旅費杯を借りる訳に行くものか。自覺してかせてゐるのは実につらいだらう。其金を使つて歸るのは面目ない。断はらう。

三時の交代を待つ。其内親方から呼びにくる。親方云ふ

「出来るかい」

「出来ます」——此はさきの決心から来た。

然らば医師の健康診断が入る。四時迄に。札をもらつてくる。

シキノ手前の長屋の二町程前ニ青い塗の病院がある。行つた。受付へ出す。受付の二十三四位な奴が余の顔を見る。

「御前かい」

「此所へ廻れ」

診察室へ入る。始めて椅子へ腰をかける。薬品の臭がする。

「これは薬だ。死に関係してゐる。自分は健康がわるくなつてゐる。屹度此病院デイやナ臭のする薬を飲むだらう。此薬で癒ればいいがどうも癒りさうもない。どうしても死ぬ。して見れば死にゝ来たのだ。情ない。然し今更……とうとう足尾の土になるのか。」

戸があく。靴の音がして前へ廻つて来た。

「御前が荒井か」

「ドツカラ来た。職業はなにか親のスネを嚙つてごろ／＼して——」

「ゴロツキカ」

「まあそんなものです」

「着物を脱げ」

呼吸を見る。鼻を抑へて。

今度は鼻からいきをさせる。

自分の手を鼻の下へあてゝ。

嘲弄的「駄目だ」

「駄目でせうか」

落胆もない。驚も悲もなかつた。「一体何です」「今かいてやる」

「きかんし炎かたる」

もう駄目だ肺病の下地だ。其時の心は平氣であつた。色々の事は自覺してゐるが平氣である。

飯場で親方へ出すと

「夫だから東京へ帰れ。旅費はやるから

「自分は決して帰らない。何でもいゝから使つてくれ

「夫は無理な事だ」

自分は悲しくなつて涙が出た。

「小使でも掃除夫でもいいゝ」

「では考へてやるから待て」

飯場へ帰る。みんな雑談に耽る。胡坐をかいて考へている。坑の中の坑夫の事を考へる。五時頃雨を冒して金さんの所へ行く。小林組へ行く

「近^原さん誰か来たよ」

逢ふ。

朝の事に就て考を云ふ。「無断で金をもらふ事はいや。どうしても足尾へとまる氣だ」

穴のあく程見た近さんは

「ではおれの云ふ事をきかないのか」

自分は医師から……

死は目前だから、帰る事はしない

近さんは涙を流して「では仕方がない。自分は何も云はない。何でも働くがいい。休みの時は時々遊びに來い。」

其足で笹又組の親方を尋ねたら

「丁度いい所がないが、氣の毒だから帳つけ」に傭ふ。

帳つけは向で食つて湯に這入つて月に四円也（飯場の帳つけ）

「それでいゝから」夫から飯場へ坐つた。夫から坑夫が大に丁寧になる。益獸的の感を起す。獸類の中で死ぬかと思ふ。

毎日帳つけをして医者へ通ふ。ボンビキが毎日小供などを連れて来る。

其内病氣が直る。飯場の飯が食へる様になる。直る確信につれて東京へ帰り度なる。（七月）四円の金が多少あまったのを小供杯にやつた。が帰らうとなると小供に金をやり度なくなつた。夫から金をためて帰つた。

○長屋八十人許囲炉裏二。二階。

蒲団二枚（三錢宛一枚）

飯代十四錢五厘（朝御汁一杯）

豆等一杯（二錢五厘）

日当三十六錢（ホリコ）

ヤマイチ（坑夫候補生）

シチウ（大工）

五分ハ親方ガトル。

長屋持ノ小供ハ十二三カラ「ヤマイチ」ニナル慾バカリデアル。

○妻を抵当に入れる。猷慾ノミ。

○病氣の時ハ半分ノ日当

○ジヤンボ。ハヤシ立テル。御経ヲ歌ヒナガラ供ニ立ツ。

○一日二一人位死ヌ。五六人ノ事モアル

○馳ケ出シは五六日 這入るものも五六人

○惣勢一万人

○帰る時衆人ハ猜疑ト侮りの眼を以て送つた。草鞋錢をくれる。小供は物をやるとなつく。慾でなつく也。愛情にあらず

○帰る時近さんの云ふ決して手紙を送るな。決して手紙を出さない。

以上。

× × ×

「明治四十年十月、漱石の所へ、自分の身の上を小説に書いてくれないかと云つて来た、青年があつた。恋愛の三角関係の為に東京を飛び出したのが、ボン引につらまつて足尾の銅山へ連れて行かれ、其所で暫く働いてゐたといふのである。青年の希望は、無論青年らしく、その三角関係を書いてもらふ事にあつた。然し漱石は、さういふ事は自身に書くべきで、他人には到底書けるものではないといふ理由から、それを断つた。その代り漱石は、その青年が東京を飛び出して足尾へ行き、其所に暫く滞在していろんな事を経験する、その経験だけは何かの機会に利用する事があるかも知れないといふので、精しい話を聴いて、それを丹念に手帳に書きとめた」(『坑夫』岩波文庫版小宮豊隆解説三〇九頁)。それが前記のもので『漱石全集』岩波版第十五巻に収録されている。さて「そのうち漱石は、明治四十一年の元旦から、朝日新聞に小説を連載しなければならぬ事になった。十月二十九日に『虞美人草』が連載済になつて、ほつと一息ついてゐた漱石は、已むを得ず、その手帳の材料を利用する事に決心する。さうして出来上つたのが、この『坑夫』である」(同上、三〇九・三一〇頁)。夏目漱石は四〇年二月の足尾銅山大騒擾を知らないわけではないだろうが、『坑夫』にはその印象は一片も記されていない。あくまで「手帳」の事実の示すところに取材を限

定していたようである。この「素材」は事実をかなり正確に描写しているので長文であるが掲げてみた。

(23) 王孫子『尾尾案内銅山大観』二二三—二一七頁による。

第二節 飯場制度の展開と変化

一

明治初期は山師制度が残存し、明治中期以降後期に至るまで以上に記した飯場制度の原型が展開した。以下で明治後期に行なわれた調査によってこれを事例検証してみよう。

山師制度の原型は中小鉱山に明らかに残存した。例えば上星野(六四名)金山では

「採鉱夫ニ自稼ヲ為サシメ其配下ニ要スル手子及運搬夫ノ如キハ採鉱夫各自ノ自由ニシテ鉱主ハ之ニ関係セス而シテ其採鉱精錬シタル金量ノ売上高ノ八割ヲ分与シ残二割ヲ鉱主ノ所有トスノ契約ニシテ現今ハ悉ク自稼ナリ」(『概要』一一〇頁)

とする完全な堀分山であった。また鷲之巢金山(三〇九名)でも受負坑では

「之ヲ金具堀、自稼又ハ請負堀ト言フ飯場頭ヲシテ自ラ鉱夫ヲ募集シ使用シテ採鉱及運搬ヲ為サシメ之ヲ製錬シテ混汞金ヲ得ル迄ヲ請負ハシメ賃金ハ工程払ナリ飯場頭ハ其部下鉱夫ノ傭入解雇支給金ノ定メ方支払等ニ関シテ一切ノ利権ヲ有スルモ事業上ニ関シテハ一切事務所ニ於テ干渉シ敢テ之ニ一任スル等ノコトナシ、鉄索軌道搗鉱場等ハ

凡テ事務所ヨリ無料ニテ貸与ス」(『鉦夫調査概要』—以下『概要』と略称—一〇一頁)

とされている。これはのちに石炭業において「斤先堀」として一般化し、今日「租鉦権」として残存しているところのものである。これを以てしても飯場制度を有機的諸関連の下で把握せねばならぬことが明らかだろう。すなわち条件如何では類型の変動は可逆的でありうるのである。

ところで明治中期以降の作業請負制には次のような事例がある。まず小坂鉦山(七、四九七名)の飯場制は

「飯場頭常ニ作業ノ請負ヲ為シ所屬鉦夫ハ日給賃金ヲ受ケテ之ニ使役セラルル場合」であつて「飯場頭ノ請負作業ニ従事スルモノハ賃金其他凡テノ点ニ付テ飯場頭之ヲ代表スルヲ以テ鉦山ハ此等ニ対シテ日用品ヲ供給セス」(『概要』一〇六頁)

という程の飯場頭の独立な関係にある。次に院内鉦山(一、七〇一名)の飯場制度では

「飯場制度ノモノニ在リテハ組頭、受負人ナルモノアリテ組夫(重ニ坑夫手子六六三人)ノ傭入レ及ヒ鉦夫一般ノ世話ヲ為シ或ハ仕事ノ受負ヲ為シテ鉦夫ニ割当執行セシム其鉦山ヨリ業務ノ配当ヲ為スニハ組頭又ハ受負人ニ対シテ之ヲ為シ、組頭、受負人ヨリ更ニ組夫ニ割当テ稼行セシム此他諸物品賃金等ハ組頭受負人ニ於テ受取り之ヲ組夫ニ分配ス」(『鉦夫待遇事例』—以下『事例』と略称—二六四頁)

と説明されている。さらに水沢鉦山(六二八名、四三年には九〇三名)については

「飯場制度ノモノニ在リテハ飯場頭ナルモノヲ置キ手内鉦夫(六ヶ月以上勤続ノ鉦夫及惣代組頭ノ紹介ニテ傭入ノモノハ直轄鉦夫ニシテ飯場頭ノ傭入ルモノハ手内鉦夫ナリ)ノ傭入保証、単身者ノ食事其ノ他一般ノ世話及手内

鉱夫ノ取締、解雇ヲナス又事業ノ受負ヲナシ手内鉱夫ヲシテ稼業セシム飯場頭ノ鉱業人ヨリ受クル報酬ハ工数ヲ標準トシテ之ヲ定ム 右ニ示ス総代組頭及飯場頭ハ共ニ鉱夫ニシテ其総代組頭ハ飯場頭ニ於テ兼ヌルモノ多シトス」
『事例』二六四頁

二

以上、明らかにしたところの飯場制度は、しかしながら、以後の歴史において微妙なニュアンスを示しながら変化してゆく。その変化は極めて徐々であり、かつ種々の要因が錯綜しているために詳細な把握はとうてい困難であるといわねばならないが、それはまた日本の近代化の過程が、薄紙をはがすように少しずつ進んだ事実の証佐であると考えてよいのである。以下においてこの変形の径路を追求してみよう。

変化の基本的動因は大規模採鉱に伴う機械の導入とその錯雑さ、新式採鉱法の採用等に飯場制度が整合し得なかったことにある。まず、明治中期以降に採掘鉱区数は第3表のようにその面積をひろげ、試掘鉱区坪数は第4表のように拡大した。この時期の鉱産量は第5表のように著しく増加した。これらを推進せしめたのは、早期に形成されたところの鉱山財閥であった。鉱山財閥なるものが中期以降に手中に収めたところの炭鉱・鉱山は第6表、第7表のように多数にのぼる。

だから鉱山財閥が鉱山業で占めた比重は第8表の生産量においても、第9表のような労働者数の比重においても圧倒的であった。

ところでこのような鉱山の大規模化、とくに鉱山財閥のそれは、当然ながら生産過程における設備投資に第一次的

第3表 採掘鉱区数及坪数比較（単位・万坪）

年 代	全 国			内 訳					
	鉱区数	同上坪数	平均坪数	石 炭	鉄	非鉄金属	石 油	其他非金属	
三	二、五六一	五、五三三	二・二	—	—	—	—	—	—
元	四、八八二	一七、五〇〇	七・七	一、六六	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六
六	五、八六八	一八、八六〇	一四・三	二、四八	一、八四	二、六三	六、七〇七	三、〇〇	三、〇〇
望	五、四〇〇	二二、八六八	二・八	一、七四	五、五九一	五、五九一	五、五九	四、〇〇	四、〇〇

備考 『農商務統計表』により計出。砂鉱区を含まず。非鉄金属鉱区中には面積極少の金鉄・金銅鉄・金石炭鉱区などを含む。石炭中には非炭鉱区を含まず。

第4表 明治二十二年—大正元年試

掘鉱区数及坪数（単位万坪）

年 代	鉱 区 数	坪 数
明治二二	一、二四〇	—
明治二九	三、四一一	九四、五八七・五
明治三六	五、八五〇	二二八、〇〇四・〇
明治四〇	四、九八七	一八三、一四七・九
明治四五	四、八八七	二〇二、一六一・〇

備考 『農商務統計表』による。

第5表 明治二十九—大正元年鉱産量

年 代	石炭(万仏屯)	銅 (万 斤)	金(万匁)	鉄(万仏屯)	石油(万石)	硫 黄(万斤)	鉛 (万斤)	銀 (万匁)	アンチモン (万斤)
明治二九	五〇・二・〇	三、三四六・五	二五・七	二・七	二〇・八	二、〇八六・三	三二五・七	一、七一五・七	八六・二
明治三六	一、〇一七・〇	五、五三一・二	一一五・八	七・六	一〇六・五	四、一五四・二	二八七・六	一、五六二・七	七二・二
明治四〇	一、三九三・九	六、七〇九・四	一一一・八	一九・三	一五二・〇	五、七七四・二	五、一一三・二	二、五六三・七	二七・〇
大正 元	一、九六四・〇	一〇、四〇三・七	一三七・三	?	一四五・八	九、〇九二・三	六二二・二	三、九九九・六	一〇・五

備考 『農商務統計表』『日本鉱業誌』より計出。

第6表 明治二十二年—大正元年財閥鉱山買収表(カッコの中の数字は年)

年代	財閥名	買 収	鉱 山 名
明治 20 年代	三菱	坪井(二三) 尾平(二三) 尾去沢(二三) 河口(二三) 道江(二三) 鍋倉(二三) 大葛(二六) 生野(二九) 荒川(二九)	
	古河	日三市(二九) 畑(二九) 危山盛(二九) 佐渡(二九) 翁沢(二九)	
	三井	八森(二三) 永松(二四) 竜潭(二五) 大島(二八)	
	藤田	鹿野(二三) 茂住(二三) 国富(二三)	
	住友	鶴淵(二七)	
		川井山(二〇)	
明治 30 年代	三菱	宝(三六) 坂東島(三九)	
	古河	久根(佐久間)(三三) 吉野(三三)(三四売却) 宝川(三三) 細地(三七)(三菱より)	
	三井	申木野(三九)	
	藤田	松岡(三九) 田子内(三九)	
明治 40 年代	三菱	金山(四〇) 広地(四三) 高取(四四) 富来(四四)	
	三井	古武井(四四)	
	藤田	大荒沢(四三) 祖谷(四四) 毛猛(四四) 赤金(四五) 卯根倉(四五)	

第7表 明治二十二年—大正元年財閥炭礦買収表（カッコの中の数字は年）

年代	財閥名	買	収	炭	礦	名
明治 20 年代	三菱 古河 三井 住友 北炭 明治 官行	新入（二三） 上山田（二八） 下山田（二七） 三池（二二） 忠限（二七） 夕張（二三） 明治（二〇） 新原（二二）	鯉田（二三） 古賀山（二三） 塩頭（二九） 砂川（二八） 幌内（二三） 幌池（二二） 赤池（二二） 御徳（二二）	目尻（二九） 勝野（二九） 幾春別（二三） 空知（二三）		土師（二三） 岩淵（二三） 端島（二三） 方城（二八）
明治 30 年代	三菱 古河 三井 北炭 貝島 官行	相知（三三） 赤谷（三七） 田川（三三） 谷新夕張（三五） 柚ノ木原（三二） 二瀬（三二）	三ッ森（三七） 本洞（三四） 津波黒（三八） 大嶺（三七） （煉炭）	新目尻（三九）		
明治 40 年代	三菱 三井 藤田 明治 貝島	金田（四二） 登川（四四） 石底（四二） 豊国（四〇） 菅牟田（四〇）	芳谷（四四）			相野（四〇） 満之浦（四〇） 大辻（四〇） 岩屋（四〇）

第8表 明治三十一年—明治四十四年財閥鉾山生産量比重表

A 金(万匁)

年代	全 国	三 菱	三 井	古 河	住 友	藤 田	計	比 重
明治三一	三〇・九	七・四	?	二・五	?	〇・六	一〇・五	三三・九 [%]
明治三六	八三・六	一七・九	?	一・八	?	三・六	二七・八	二七・八七
明治四〇	七七・四	一四・〇	?	〇・八	?	一七・四	三三・二	四一・六〇
明治四四	一二四・九	一七七・七	?	?	?	一二四	三〇・一	二四・一二

B 銀(万匁)

年代	全 国	三 菱	三 井	古 河	住 友	藤 田	計	比 重
明治三一	一、六一・八	二四四・三	一五四・一	四二八・五	?	二五六・七	一、〇八三・六	六七・二 [%]
明治三六	一、五六二・七	三八一・二	一二七・六	二一九・一	?	二五九・六	九八七・五	六三・一九
明治四〇	二、四三八・八	三七〇・九	一三三・六	一七八・一	?	九三〇・六	一、六一三・二	六六・一五
明治四四	三、六八一・一	四二七・五	一五七・五	二〇三・八	?	一、〇一四・七	一、八〇三・五	四八・九八

C 銅(万斤)

年代	全 国	三 菱	三 井	古 河	住 友	藤 田	計	比 重
明治三一	三、五〇四・〇	五四八・三	?	一、四六〇・七	七一三・四	六七・〇	二、七八九・四	七九・六 [%]
明治三六	五、五三一・二	五一九・八	八・〇	一、五三〇・三	九〇九・二	八一五・九	四、一八三・二	七五・六三
明治四〇	六、四五二・三	八八七・六	?	一、五四九・七	九〇三・八	一、三〇三・九	四、六四五・〇	七二・九九
明治四四	八、八九五・八	一、二四一・三	?	一、九三九・七	一、一三五・九	一、二二一・二	五、四三八・一	六一・一三

D 石炭(万トン)

年代	全国	三菱	三井	古河	住友	北炭	官行	計	比重
明治三一	六六九・六	四八・七	七三・八	?	?	五三・八	?	五二四・一	五・九五%
明治三六	一、〇〇八・九	九七・四	二四八・六	四二・六	一二・九	九八・八	二三・八	五二四・一	五・九五%
明治四〇	一、三八〇・四	一一三・二	二三〇・二	五一・八	六・八	一〇〇・九	六五・四	五二四・一	四・一七
明治四四	一、七六三・三	二五二・七	三六〇・八	五七・一	三四・四	一〇九・〇	七九・九	八九三・九	五〇・六九

E 鉛(万斤)

年代	全国	三菱	三井	古河	藤田
明治三一	二八三・八	?	九七・七	?	一・〇
明治三六	二八七・六	二九・七	二一三・四	?	八四・五
明治四〇	五一三・二	?	三五三・九	?	九一・七
明治四四	六八七・五	?	五一〇・四	八〇・五	六七・三

備考 『農商務統計表』『明治工業史』鉱業簡其他より計出。

第9表 明治四十三年財閥鉱山使用労働者比重(単位千人)

	(a) 全国	三菱	三井	古河	北炭	藤田	住友	(b) 計	比重 b/a
金鉱山	八四・三	一〇・六	二・七	一六・六	一	七・一	四・二	四一・二	四八・九%
炭坑	一四五・二	一七・四	一三・七	四〇・〇	九・一	一	二・五	五六・七	三九・一
合計	二二九・五	二八・〇	二五・四	二〇・六	九・一	七・一	六・七	九七・九	四二・七

備考 『鉱夫調査概要』により計出。

第10表 明治三十一年—大正元年重要鉱山使用原動力表（馬力単位千馬力）

年 代	水 車		汽 缸		汽 機		発 電 機		石油ガス発動機	
	個 数	馬 力	個 数	馬 力	個 数	馬 力	個 数	馬 力	個 数	馬 力
明治三十一	二八六	四	七七八	三七	一、五一四	四七	三九	四	一	一
明治四〇	一七七	一六	一、四一三	一〇七	二、二五三	八五	五八八	二一	一二七	一
大正元	二〇二	二三	一	一	一、一八六	九四	四六一	二〇〇	九五	五

備考 明治三十一年は、農商務省鉱山局『鉱山発達史』『馬力統計表』明治四十年は『日本炭鉱誌』『原動力表』大正元年は、『第二十九次『農商務統計表』による。明治三十一年の馬力数は実馬力。明治四十年の発電機は電動機として表示されているもの。

第11表 鑿岩機使用鉱山（明治四五年末）（○印は使用を示す）

電氣式	ハンマ	ビスト	資本	使用鉱山
○	○	○	古河	尾仁倉
	○	○	古河	老久
	○	○	菱菱	根渡
	○	○	菱菱	岡野
	○	○	井井	岡野
	○	○	三三	立沢
	○	○	久原	石坂
	○	○	友田	子坂
	○	○	藤田	立
				足阿
				久佐
				吉生
				神串
				日峯
				釜別
				小轟
				橋
3	12	7		使用鉱山数

備考 『明治工業史』鉱業篇、鉄鋼篇による。使用台数は不明だが、尾尾のハンマー式は一五八台以上、日立は四三台以上。

近代日本鉱山業の成立

入されていた。

以上の変化に飯場頭が非適応的であるならば飯場制度そのものが変化せざるを得ないであろう。事態は正にその通りに進んだ。上鉱拔掘りでなく、計画的な採鉱法の採用によって飯場制度はその原型の規定要因であるところの作業請負制に打撃を蒙った。山師制度から飯場制度に転化し、掘進その他採鉱、採鉱に関する技術の大きな部分を経営側の技師に移した変化は、ここに至って作業請負制をもう一步後退せしめた。これが飯場制度における作業監督制である。まずこの典型事例として尾去沢鉱山の場合を見よう――

に表現されている。第2表ですでにみたような鑿岩機、電氣捲揚機や架空索道の新設、更新は明治四五年末に第10、第11、第12表、第13表に示すように大鉱山に導

第12表 電気捲揚機使用鉱山
(明治末)

使用台数	資本	使用鉱山
13	河古菱	尾仁川
4	菱菱菱	古古菱
6	菱菱菱	尾仁川
2	菱菱菱	波野
2	菱菱菱	沢市
2	菱菱菱	去三
1	菱菱菱	日別
12	菱菱菱	尾去
2	菱菱菱	日別
3	菱菱菱	小

備考 『明治工業史』 鉱業篇による。

第13表 架空索道使用鉱山 (明治末) (単位万呎)

使用鉱山	資本	複線ブライヘルト式	単線ハリデイー式	単線ホダスン式	複線玉村式	単線玉村式	軽便自動式
足尾	古河	二・一	五・二	〇・七	一・三		
不老倉	古河		一・一				
佐渡	三菱	〇・六		〇・二			
尾去	三菱		〇・四		一・七		
神岡	三井		〇・二			二・四	
別子	住友	一・二					
日立	久原	〇・九	〇・五		一・六		〇・四
釜石	田中		一・四				

備考 『明治工業史』 鉱業篇による

「本鉱山ハ飯場制度ニシテ飯場頭三名村方総代(鉱夫中ヨリ任命ス)三名アリテ飯場頭ハ自己ノ募集シタル鉱夫ニ限り其他ノ鉱夫ハ村方総代ニ於テ傭入、保証ヲナシ坑内ノ見廻リ取締リヲ為シ及鉱業人ト鉱夫間ニ於ケル一切ノ事項ヲ処理スルニアリテ報酬トシテハ日給ヲ支給セラル、ノ外飯場頭ハ自己ノ支配スル坑夫ノ入坑数ニ依リ手当金ヲ鉱業人ヨリ支給ス」(『事例』二五九頁)

とある。さてその場合「坑夫ハ元則トシテ請負賃銀ナリ普通ハ間切請負制ニシテ石質ノ硬弱、火葉、導火線ヲ要スルノ多少、堀揚ノ難易等ヲ斟酌シテ十尺、何円ト予メ定メ、鉱山長伺ノ上ニテ決定ス 而シテ半月毎ニ競争入札又ハ抽籤ニヨリ

堀揚ヲ變更ス」(三菱本社報告、一一九頁)とあるように採鉱条件は経営者側が掌握し、それに対して入札をするのである。入札を坑夫が直接に行なったのか、飯場頭が行なったのかは不明である。併しながら請負の妙味、その自立性は失われた。以下この事例の若干を検しよう。まず足尾銅山(一二、七八八名)では作業監督に当たって会社側要員以外の者として

「右の外頭役(飯場頭)組頭(受負ニ係ル車夫手子ニ限り其所屬トス)夫頭(本番賃金ヲ受ケ交代入坑シテ役員ヲ補助シテ坑内作業ノ取締ヲナス)ナルモノアリテ前記監督者ノ事務ヲ補助シ鉱夫ヲ監督ス」(『事例』二四三―四頁)とある。そして例えば頭役には

「組下坑夫ノ稼働ノ勤怠視察ノ為メ一箇月十五日以上入坑スルトキハ一箇月金十五円以上ヲ給ス」(『概要』一〇五頁)

などとなる。この規定はこの時期以前の場合には存在しなかったものである。

次に面谷銅山(四五九名)では――

「飯場制度ニ於テハ飯場頭八名ヲ置キ之ヲ坑夫飯場頭、車夫飯場頭、熔鉱飯場頭ニ區別シ鉱夫ノ傭入保証ヲ為シ米醬油石油等ノ必需品ヲ一時ニ会社ヨリ借入レテ之ヲ所屬鉱夫ニ配当シ又鉱夫賃金ヲ一括シテ受取り各鉱夫ニ分配シ其他飯場居住者ノ起居ハ生活上ニ就テハ大小トナク取締ヲ為セリ又業務上ノ勤惰ヲ監視スル為メ毎日現場ニ出張及取締ヲ為ス坑夫飯場頭以外ノ飯場頭ハ日々業務ニ従事スルノ傍ラ坑夫ノ取締ヲ為スヘキトス 右飯場頭ノ報酬トシテハ日給ノ外所屬坑夫又ハ手子一名ニ付一定ノ手数料ヲ鉱業人ヨリ支給ス」(『事例』二六五頁)

とある。この中には「一般鉱夫ト扱ム所ナク等シク鉱夫ノ待遇ヲ受ケ労働ニ従ヒ兼テ鉱夫居常ノ監督及一身上ニ関スル一切ノ件ニ付誘掖指導ノ勞ヲ採ラシム」(『概要』一〇二頁、この場合一〇三頁の但書に注意)るように実際に労働に従事する形をとるものもあったかもしれないが、この神岡鉱山のような例は特殊といわなくてはならない。

さてこの段階が極限まで至れば生野鉱山(一六九三名)の事例が示す所にまで達する――⁽²⁴⁾

「本鉱山ハ飯場制度ニシテ部屋主ナルモノ十三名ヲ置ク部屋主ハ出礦課並ニ製鉱課所屬鉱夫二十名以上ヲ供給シ得ルモノニ対シ之ヲ許可シ鉱夫ノ募集傭入保証ヲ為シ日用品ノ供給、賃金ノ受取ヲ為サシム又鉱夫ヘ金円ノ貸与ヲナシ鉱夫一切ノ取締ニ任シ其不品行ヲ誡メ日々需用人員ノ供給ヲ為シ又仕事場ニ就テ勤惰ヲ監督ス其他鉱業人ニ対シテハ居住及ヒ生計上ニ関スル一切ノ事項ニ関シ鉱夫ヲ代表シ其責ニ任スルモ部屋主ハ、鉱夫ノ業務上ニ付テ容喙ノ權ナク且ツ傍ラ鉱夫ヲ兼ヌルコトヲ得ス」(『事例』二六〇頁)

(24) 炭坑業における納屋制度をいかに把握すべきか、大山氏では「高島炭坑に見る明治初期の親方制度の実態」(『立命館経済学』昭和三〇年二月号)なる論稿がこれを取りあげているが、筆者は将来において正面からとり扱ってみたいと考えている。

それにしても筆者は納屋制度が九州の炭坑地帯に突然出現したわけでもなく、また、農家大地主の大作業のための施設――乃至いゆる債務奴隸的な借子制から直接来たわけでもない。それは九州地区の鉱山にも当時実存したところの飯場制度の歴史の経過の一定段階に照応したものである。かつ石炭業発達段階に依拠して成立したところのものである。当時飯場制度は段階としては原型期に属し、第一解体形態も出現しつつあり、したがって納屋制度もそのような形をとっていた。隅谷三喜男氏の

『日本賃労働史論』が一面、それを指摘しながら（二五七頁）、規定としては労務統轄のみに限定されている（二六〇頁）のは筆者が不満としているところである。

III

さて、近代化の進展をさらにもう一步進めよう。作業監督制にあっては作業条件の決定は遂に会社に把握せられたとはいえ、その割当については未だ発言権を有しており、したがって直接現場にあって坑夫を監督し、その賃金および生産費の一部を受け取り、これを坑夫に配分していたのである。ところが、この形態がもう一步前進すれば飯場頭およびその輩下は完全に作業現場からおいやられ、かつて、作業請負制の下にあっては前提条件にすぎなかったところの入坑督励制度が正面にうかび上がってくる。こうなれば飯場制度は極端に言えば坑口において直接的生産過程に接触しているにすぎなくなる。飯場制度の入坑督励制的段階の事例を検証しよう。まず帯江銅山（七八八名）の場合

「本鉱山ハ飯場制度ニシテ飯場頭ヲ置キ鉱夫ノ募集、傭入及飯場ニアル坑夫伝夫ヲ監督シ入坑を督励シ飲食物ヲ供給シ賃金ヲ一括シテ受取り之ヲ分配シ其他労役以外ニ関スル生活上ノ便宜ヲ計ル其報酬トシテハ入坑ノ坑夫伝夫一名ニ付金二銭ツツヲ鉱業人ヨリ給与ス」（『事例』二六一頁）

入坑督励制の根拠は、まさに坑夫の恒常的な完全入坑制を経営側が望み、飯場頭が鉱夫の供給を掌握しており、鉱夫一人の入坑について出銭を得るという点にあった。この制度は以前から事例の中に必ず見られるのだが作業監督制以降に前面に出てきたものであった。賃金一括受取りなるものは、ここではどの事例でも実存したがすでにその根拠

第14表 佐渡鉱山世話方基礎的給与年額表〔昭和三年度〕

世話方 氏名	事項	月手当	入番手			計	合
			特別入番手当	普通入番手当	夜勤手当		
〇〇××		二二〇〇〇	二〇六・二〇	六二七・二一	一八・八〇	八五二・二一	九七二・二一
〇〇△△		二二〇〇〇	一五三・六九	四六九・二三	一八・〇八	六四一・〇〇	七六一・〇〇
〇〇……		二二〇〇〇	一三八・一五	三八八・八三	一〇・二四	五三七・二一	六五七・二一

備考 大山敬太郎「わが国鉱業〔金風〕における親方制度の解体過程」による。

第15表 佐渡鉱山世話方附随的給与年額表〔昭和三年度〕

世話方 氏名	事項	中元手当	年末手当	募集手当	合計
〇〇××		×	×	六〇〇〇	六〇〇〇
〇〇△△		×	×	三五〇〇	三五〇〇
〇〇……		一〇〇〇	一〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇

備考 第14表参照

りである。

それは月収に比べればいうに足りない。さて飯場頭の飯場経営にかかる利益収入はどの位であったか、第16表を見よう。一年の売上げがばば月の標準収入と同額である。ただ飯場における人員数が極めて少数なのが疑問であるが、これを所屬労働者数相当まで倍してみてもやはり入坑手当の収入に占める比率は圧倒的に多い。入坑手当こそが飯場

時代はずっと下るが佐渡鉱山では第14表の通りであったという。

すなわち正常に支払われる年収の殆どすべてはこの入坑手当であった。この収入は小頭以下の役手当等を控除してもかなりの額というべきであるが、このほかに附随的なものとして募集手当その他があった。これは第15表に示す通

を失っており、この段階でついに攻撃の対象Ⅱ矛盾の尖鋭化となって現われた。

飯場頭の入坑手当はこの程度のものであるのか、

第16表 佐渡鉾山世話方飯場収得年額表（昭和

三年度分）

世話方 氏名	事項		
	飯料	利益	一ヶ月平均 人員
〇〇××	九七九・三 ^円	九七・九一 ^円	一七
〇〇△△	七六・九〇	七六・二九	一二
〇〇……	九四〇・〇八	九四・〇八	一七

備考 第14表参照

ては現実に存在した。だから飯場制度は労働組合の役割を微弱ながら代行する場合があった。そこで経営者は「飯場制度ニ随伴スル弊害」として「鉾夫ノ団結ヲ容易ナラシメ多数人ノ力ヲ籍リ鉾山ニ対抗スルノ傾向アルコト」（『事例』二五六頁）を指摘している。

さていうところの賃金受取り制を検討してみよう。作業請負制の下では自然の事実に属した賃金受取り制は入坑督励制の下ではいささか論理的に異常であつた。だからそこでは委任制により次のような委任状が作成された――

御願書

元山坑夫 渡部易吉

同 上 杉田三蔵

右之者共今回家事上之都合ニヨリ当五月中ヨリ毎月ノ稼賃金、田中与三松へ御下渡方御許可被下度双方連署ヲ以テ

近代日本鉾山業の成立

頭の経済的基礎であつた。この段階の飯場制度を入坑督励制度と称する所以である。

入坑督励制下において飯場頭が坑夫賃金を受け取り得る根拠は飯場制度が直接的労働過程からは排除されつつもなおかつ生産過程の内部で労働力を發揮せしめるという機能を果たしていたことに関連している。これは資本主義的生産様式の原型に注意を払うのみの人々には極めて変則的に考えられるだろうが、日本において

此段奉願上候也

大正二年六月六日

右 渡部易吉

杉田三蔵

飯場取締 田中與三松

尾去沢鉾山の例（『三菱本社報告』一二二—一二三頁）である。だが、根拠を薄弱ならしめた賃金受取制へ経営側は大きな攻撃を加えた――

「鉾山ハ鉾夫ニ相当ノ賃金ヲ支払フモ利益ハ中間ニテ壟断セラレ鉾夫ハ得ル所少ナク從テ其ノ生活狀態ノ改良セラ
ルコトナク労働心ノ自発的刺戟ナク從テ稼行力減ズベシ茲ヲ以テ当山ハ委任制度廃止ヲ期シ一ツハ鉾夫ノ独立ヲ
図リ一ツハ其ノ收入ヲ確保シ中間者ヲ除キテ鉾山ト鉾夫トノ關係ヲ直接ナラシメントシ先ヅ坑外夫間ノ委任制度ヲ
禁ジ僅ニ坑夫間に於テノミ之レヲ認メツハアリ故ニ將來飯場制度ヲ廢シ直轄制度ノ確立スル日ハ全ク其ノ跡ヲ斷ツ
ニ至ルベシ」（『三菱本社報告』一二二頁）

賃金受取制の根拠は如上に表現したように非常に薄弱なもので、その主要な根拠は飯場頭が労働力を飯場において再生産せしめているという点にあった。労務供給請負業としての飯場制度の中に内包されている要因の一つである。したがって飯場頭は坑夫に対して債権を獲得した。そこで――

「委任制度ノ淵源ヲ尋ヌルニ、衣食ナク浪々タリシ鉾夫ヲ鉾夫取締ガ自ラ金ヲ出シテ之レヲ連レ來タリ、衣無キ者

ニハ之レヲ貸シ、食ナキモノニハ之レヲ与へ、一切生活上ノ世話ヲナシ独身者ナレバ自己ノ家ニ宿ラシム等、兎ニ角其鉦夫ニ対シテ常ニ債權ヲ有ス此ノ債權ヲ保全スル為メニ委任ヲ受ケテ給料ヲ受取り自己ノ債權ヲ引き去リ残額ヲ渡ス」(『三菱本社報告』一二二頁)。

流通上ノ關係であるが單なる流通ではない。勞働力の再生産過程における流通を掌握しているのである。この上にさらに――

「鉦夫モ小金ナキ時ハ之レヲ飯場頭ニ借り又日用品ナキ時ハ之レヲ飯場頭ニ借ル、飯場頭ハコレニ金ヲ貸シ物品ヲ給シテ其間ニ利益ヲ得ルヲ鉦夫周旋ニ対スル役得ノ如クニ考ヘ居レリ」(前掲書一二二頁)

という金融上の役割を果たすことになるのである。明治四二年M鉦山がこの委任制を廃止し「稼動賃金ハ本人出頭ノ上受取方ヲ為スベシ」と規定し実行を圖つたのに対し飯場頭が以上に述べた飯場制度は「債權保全」の下で「弁済ノ義務ヲ全クスルノ期間ハ必ズ解除スベカラザル堅キ条件ノ下ニ成立シタル契約」であることを主張して「委任廃止ノ件ニツキ歎願」書を提出して反対した(大山②三八九―三九〇頁)ことはこの段階での飯場制度の寄生的側面を明示しているといつてよいだろう。

変化をもう一步進めよう。入坑督励制が限界にまで発展すると名称上は飯場制度が消滅するに至る。直轄制度なるものがこれである。ところで明治三九年末、鉦夫五百人以上を使用する鉦山では飯場制度をしくものが五〇%を占め、いわゆる直轄制度をとるものは二五%にすぎない。そして両者の過渡形態として、両者を併用するものが二五%あった。直轄制度の導入に当たっては先に院内銀山の場合に引用したように直轄鉦夫を世話するのも「飯場頭ニ於テ兼ヌ

ルモノ多シトス」とされているように直轄制度は飯場頭がその中に包括されていくところの、いわば飯場頭の移行の、その意味で飯場制度の転化形態であるといえるのである。前記のように、五百人以上の大、中鉱山でも飯場制度は支配的・通例的な存在形態で、作業請負段階から入坑督励段階への移行の時期がほぼ明治末期なのであった。だから明治末期に大鉱山に現われてきた直轄制度は大正後半期から昭和期に明確な形——それが言葉の厳密な意味においてであるかどうかはなお検討を要するが——をとるに至るのである。そこでここでは初期的に出現した直轄制度の中から概念規定をこころみなくてはならないが、それは決して不可能なことではない。以下若干の事例を検しよう。

飯場制度から直轄制度への移行にあたっては多くの過渡的形態が存在した。それらをすべてとりあげることとはとうてい不可能なので、ここでは一、二の例証で次に進むことにしよう。まず鶯之果金山では作業を直轄制にしながら坑夫を飯場から供給させる場合で——

「直轄工夫ヲ飯場頭ニ供給セシムルコトアリ此人夫ニ対シテハ賃金ニ関係ナク出入夫一人ニ対シテ金二銭ヲ人夫ノ手当トシテ鉱山ヨリ飯場頭ニ支給ス但此手当ノ額ハ平均賃金ノ約二十分ノ一ニ該当スト言フ此人夫ノ賃金ハ飯場頭ノ手ヲ経テ各人夫ニ交付スルモ賄料其他物品代ノ如キ当然引キ去ルヘキモノ、外手数料ノ引去ヲ許サス」(概要一〇二頁)

「引去ヲ許サス」がどこまで行なわれたか、あまり確実ではないが、作業直轄制を他方でとりつつ、かつ飯場制度を採っている(鶯之果の飯場制度については前述してある)ところでは、このように手当料を一人当たりとして飯場頭に給付することが行なわれた。小坂鉱山でも飯場頭が作業請負をする場合(前述)の他に、もう一つの形態として「所

属鉦夫カ飯場頭ニ関セス直接ニ請負ヲ為ス場合」があった。ここでは

「飯場頭ハ手当トシテ右(一)ノ場合(この場合を指す——稿者)及飯場所属鉦夫ヲ鉦山カ本番賃金ニテ直接使役スル場合ニ鉦夫ヨリ此等ノ出稼ニ対シ一人一日ニ付坑夫ハ五錢其他ノ男子四錢女子二錢宛ヲ受ク」(『概要』一〇六頁)

とされており、驚之果と同一である。生産過程を請負わぬのがいに飯場制度にとって異常であるかは前記文章中でも「直接」とわざわざ断っているところにかがわれるのであるが、さて、そこで、飯場制度を漸次改編しようとするれば、さらに鉦夫を直轄制の下に編入せねばならぬ。それは差当たってはまず個々ばらばらに行なわれた。すなわち小坂鉦山では――

「漸次飯場減少ノ方針ニ依リ飯場夫ト雖モ長屋ニ居住シ滿一箇年以上ニ至ル時ハ毎年六月之ヲ直轄夫へ編入スルト言フ此場合ニハ直轄夫ト為リタルモノ一人ニ付金七円ヲ飯場頭ニ与ヘテ将来ノ関係ヲ断ツ」(『概要』一〇六頁)

七円は坑夫本番平均賃金のほぼ一週間から一〇日分に当たり(『事例』五八―六〇頁)極端に大きな額ではないが、一人一日飯場頭への手当の四ヵ月半分に当たる額となっている。つまり無償引抜きではなかったわけである。ここに飯場制度の底の根強さを看取することができる。

さて、ここから直轄制度に入るのであるが、それにも種々の類型があった。まず銅ヶ丸銅山では

「本鉦山ハ直轄制度ニシテ什長(五十四名)ナルモノヲ鉦夫中ヨリ選定シ其配下鉦夫ノ為メ物品購買ノ節仲介ノ勞ヲトラシメ又賃金ヲ一括シテ受取り各自ニ配布スルノ外何等ノ職務ヲ有セス而シテ鉦山ヨリハ之ニ報酬ヲ与ヘサルモ採鉦無所属ノモノニ限り一ヶ月一名金三錢ツツヲ徴收スルコトヲ許セリ」(『事例』二五七頁)

物品供給と賃金一括受取りの権利が保有され、かつ入坑手当の如きものを得ているとすればそのほかに「何等ノ職務ヲ有セス」といっても直轄制度の意味はほとんど存在しない。一ヶ月一名金三銭はそれが上前をはねたのか、あるいは会社がその分だけ以前より多くつけて鉦夫に与えたのか、それはわからないが、額はずっと減っていても、入坑手当の残存形態であることは間違いない。このようなものを直轄制度ということはできない。この点をもう半歩変化させれば吉岡銅山のように転化する――

「本鉦山ハ直轄制度ニシテ飯場頭ナキモ单身坑夫手子ノ多数ヲ一家ニ集合シ以テ労働ニ就カシムルコトノ周旋ヲ為スモノニ対シ飯場頭ノ名称ヲ付シ单身者飲食物ノ供給及賃金ノ代理受取及労役以外ノ便宜ヲ与フ目下此飯場頭ナルモノ七名アリ其報酬ハ一定セス或ハ無報酬ノモノアリ或ハ十円乃至十七円ヲ与フルモノアリトス」(『事例』二五七頁)

すなわち「無報酬ノモノ」は或は銅ケ丸のように上前をはねることが黙認されていたかもしれないが、「十円乃至十七円」(之は月額だろう)の給料制とすれば、先の入坑手当の残存形態はこのように整理されて直轄制に、この点では、やや近づくのである。併しこれも直轄制度であるとはいえない。その一つの理由は飯場を経営しており、それを根拠として賃金の受取を握っているということである。このように作業から完全に離れて、再生産過程の部面を掌握しているような、名称はどうでもよいが直轄制度と、故意によばれているからそれに従えば、このような制度をここでは作業、直轄飯場経営制度とよび純直轄制度と区別しておきたいと思う。したがっていわゆる直轄制度の中には、直轄制度でなく、それへの移行形態を含んでいるのであり、その移行形態の中で段階規定の明瞭なものを以上のように

類型づけたのである。作業直轄飯場経営制度とは、作業部面は一切経営側が掌握し、鉱夫の食・住の主要なものを飯場が掌握しており、飯場頭は入坑手当をとらず、経営側の要員となっている、飯場制度の終末の存在形態である。

四

以上で飯場制度が諸段階に依じてとる形態を明らかにした。飯場経営が消滅し（食堂化）、住居が会社要員（それが旧飯場頭乃至小頭、あるいはそれが特高的外勤守衛にせよ）によって監督されることになれば、それは純直轄制度と称すべく、飯場制度と区別して考えるべきであろう。

「直轄ノモノニ在リテハ総代、組頭ナルモノヲ鉱山ニ於テ任命シ総代ハ採鉱、選鉱、製鍊等ノ各課ニ一名ツヽヲ置キ組頭ハ長屋ノ一個又ハ数個ヲ以て一組トシ之ニ組頭一名ヲ置ク右総代組頭ノ職務ハ直轄鉱夫ノ傭入及保証ヲ為シ又鉱夫ノ取締ヲ為スノ外鉱夫ノ使役願又ハ退山願ニ連署シ鉱山ヨリ鉱夫ヘノ通達及鉱夫ノ希望ヲ鉱山ニ通スルモノトス而シテ組頭総代ハ之カ報酬トシテ鉱業人ヨリ月手当ヲ支給ス」（『事例』二六四頁）

右の水沢鉱山の事例は「傭入及保証」や「連署」など旧来の形態を甚だ残存せしめており——前述の如く水沢は併用制でかつ鉱夫、総代は飯場頭が兼任しているのではなおさらこれが残っているのだが——したがって純直轄制度ではとうていなく、大正・昭和以降を通じて、薄紙を剥がすように飯場制度が極めて徐々に徐々に消えて行ったのである。その事例として佐渡鉱山の場合があげられるのである。すなわち三菱本社では「已ニ大正七年場所長會議ニ於テ、所謂納屋制度ニ代フルニ、直轄制度ヲ以テスルコトニ定メ」（本社総務部長から佐渡鉱山長宛「世話方後継者ニ係ル件」通達——大山③六九—七〇頁）たが所屬鉱山で未だ完了していないところが昭和四年現在で存在した。そのため本社では次のよ

第5図 飯場制度変化図

前 期 的 段 階		過 渡 的 段 階			近代的段階
山 師 制	飯 場 制	作業監督飯場制	入坑督励飯場制	作業直轄飯場経営制	純直轄制
事業請負	×	×	×	×	×
作業請負 (かなこ)	作業請負	×	×	×	×
作業監督	作業監督	作業監督	×	×	×
入坑督励	入坑督励	入坑督励	入坑督励	×	×
飯場経営	飯場経営	飯場経営	飯場経営	飯場経営	×

うな妥協的漸進方針を以て臨んだ。すなわち――

「現在世話方制度実施ノ場所ニ於テ、世話方〔飯場頭、部屋主〕原註）死亡・退職等ニ依リ、欠員ヲ生ジタル場合、世襲的取計ハ素ヨリ、一般後継者ノ採用ヲ避ケ、該所屬鉱夫ハ其儘之ヲ直轄トシテ統制スル事ニ致シ度ク、此ノ辺ノ事御如才無トハ存ジ候モ、……」（前掲七〇頁）

つまり、廃止を決定してから十年後に至っても、会社が一方的に変革するのでなく、退職・死亡をまって解決していくという、極めてゆるい方針をとったのである。昭和三年現在で世話方輩下の坑夫は一四八名で総坑夫の二五％に当たっており、世話方は三名で、第14表の通りであったが、この年十一月、世話方の一人が退職願を提出し、部屋の解散廃止を願ひ出た（大山③七一頁）。そのために一部屋が解散し、世話方には退職手当三千円、功労金四千五百円、合計七千五百円也の巨額が与えられたという。かくて昭和五年、残りの二部屋を解散することになった。本社は労働者を直轄へ、飯場は寄宿舎へ、そして要するに「従来ノ世話方所轄関係ヨリ離脱セシムベク」、世話方は「一旦純然タル労務係員ニ登用ノ上ハ、飯場経営等ヨリ全然手ヲ引カシメ、飽クマデ労務管理ノ見地ヨリ之ガ統制ヲ期スル事肝要」（大山③七二頁）とされたが、鉱山側では、そのような断行は急には出来ないので寄宿舎収容力

の不足を理由として、結局昭和十年まで残存したという（大山③七四頁）。大鉱山にしてかくの如し、中小鉱山にあつてはさらに戦前まで広汎に飯場制度が存在したと推定されるのである。直轄制度の発展形態は本稿の主題ではない。それは本稿がもう一步進み、大正以降の鉱山業の発展史をとり扱う場合に正面からとり上げられることになるだろう。以上飯場制度の変化過程を第5図にまとめてみた。

後記。大山敷太郎教授の三つの論文のうち、「わが国鉱業労働における封建性と親方制度」（『立命館経済学』昭和二九年八月）は本稿で「大山①」、「わが国鉱業における親方制度の解体過程」（『立命館経済学』昭和三〇年五月）は本稿で「大山②」、「わが国鉱業における『友子同盟』解体期の実態」（『立命館経済学』昭和三〇年六月）は本稿で「大山③」として引用されている。なお、大山教授の以上の論文はその後単行著作にまとめて刊行されている。

（昭和四七年二月八日 受理）